



特定非営利活動法人

日本システム監査人協会報

第6期 日本システム監査人協会総会特集

平成19年2月28日(水)、日本ユニシス(株)29F大会議室にて、第6期通常総会が98名の会員の参加を得て開催されました。総会に先立って行われた記念講演会の内容を含め、その盛会の様子を報告します。

冒頭に鈴木会長から、システム監査の市場が動き出したことで今までの経験に加え新しい知恵を生み出して、会員の利便向上と協会の発展を期して行きましよう、力強い挨拶がありました。



来賓として次の方々が見えられ、ご紹介いたしました。

内部監査協会

事務局長土屋一喜氏代理 小島京子様

日本公認会計士協会

IT委員会委員長 中山清美様

金融情報システムセンター

監査安全部 田中 太様

ISACA 東京支部 副会長 太田 均様

また、当協会の会員でもある衆議院議員榎橋泰文様より祝電を頂戴いたしました。

その後記念講演が、以下の内容で実施されました。

題目：「内部統制評価監査制度に向けたシステム監査基準追補版のポイント」

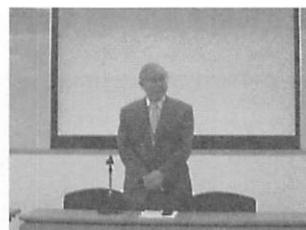
講師：金井秀紀氏（経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室技術係長）

原田要之助氏（大阪大学大学院工学研究科 特任教授）

（講演要旨は、後記）

第6期通常総会

通常総会は、出席者98人、委任状418人（総会出席資格者901人、定足数は451人）で成立し、小野修一氏を議長に選任して行われました。



総会議事は、

1. 定款変更、2. 平成18年度事業報告、同会計報告、3. 平成19年度事業計画、4. 同予算について、鈴木会長および会計担当蒲ヶ原理事から説明がありました。同時に、各支部長および各研究会・各PJ主査から担当の活動経過と今年度の計画について説明がありました。さらに、5. 中四国支部理事改選（前95号P7に支部長交代の記事）について説明がありました。

以上の議題は、質疑応答の後、議案通り可決されました。（議案全文後記）

総会終了後、日本ユニシス食堂に場所を移し、ご来賓の方を交え約50名の会員が参加して懇親会が開催されました。ご来賓や遠隔地からの会員を主にして次々にご挨拶を頂戴し、大いに盛り上がりました。

目次

第6期日本システム監査人協会総会特集	1
第6期総会記念講演報告	2
第6期総会資料	6
125回月例研究会	16
第1回・第2回内部統制セミナー報告 20070220	52
2月理事会議事録	55
3月理事会議事録	57
内部統制セミナー案内 20070602	59
編集後記	60

第6期総会記念講演報

No526 富山伸夫

金融商品取引法の成立をうけて、内部統制の構築やその評価・監査が大きな関心事となっていることから、昨今発表となりパブリックコメントが行われた「システム監査基準追補版」に関して、これの策定に係った両氏に講演をお願いした。

題目：「内部統制評価監査制度に向けたシステム監査基準追補版のポイント」

講師：金井秀紀氏（経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室技術係長）
原田要之助氏（大阪大学大学院工学研究科 特任教授 兼 情報通信総合研究所 主席研究員）

金井氏講演要旨



金井氏よりシステム監査基準追補版策定の経緯と政策的な意味合いについてご説明があった。

金融商品取引法の成立により、上場企業等は、

財務報告に係る内部統制の構築が求められることになる。情報セキュリティ政策会議で決定された「セキュア・ジャパン 2006」（2006年6月15日）では、情報セキュリティ関連制度と内部統制制度等との整合性確保に関して、「政府が推進する情報セキュリティに関する取り組みについて、政府全体としての整合性を確保するため、現在構築が検討されている内部統制制度等のIT統制に関する事項については、既存の対策基準等の情報セキュリティ関連制度との関連を考慮しつつ検討を進める」としており、両者の間に整合性確保に係る検討が必要となった。

	米国	日本
法律	SOX法	金融商品取引法
内部統制フレームワーク	PCAOB監査基準第2号 (COSOフレームワーク)	財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準 (企業会計審議) 同上実務基準 (企業会計審議会)
IT統制フレームワーク	COBIT (その他 ITIL/ISO/IEC1799等) + IT Control Objectives for SOX	システム管理基準 + システム管理基準追補版 (財務報告に係るIT統制ガイダンス)

ITを利用した情報システムにおいて、業務処理統制が財務情報の信頼性を直接保証する役割を果たすことから、上場企業等は、財務報告に係る内部統制に対応したIT統制を構築

するにあたり、業務処理統制を適切に選択することが求められると推察した。

しかし、ほとんどのフレームワークは全般統制にしか言及がないため、財務情報の適正性を確保する観点からIT統制を構築する際、具体的に何をすべきかが明確ではない。また、海外のフレームワークは、欧米の商習慣を前提としているので、我が国の企業にそのまま適用しづらい面もある。我が国企業がシステム監査の際に参照している基準等について調査した結果では、約75%の企業が「システム監査基準」を参照している。

そこで、企業がIT統制を構築する際に具体的に何をすべきかが判断できるよう、「システム管理基準」をベースに、金融商品取引法に即したIT統制の具体的な例示集を検討することとなった。この検討のために、経済産業省から情報通信総合研究所に委託して、「企業のIT統制に関する調査検討委員会」において、「システム管理基準追補版（財務報告に係るIT統制ガイダンス（案）」を策定した。

本追補版は、可能な限り、財務報告に係る内部統制（IT統制）を整備・運用する側と監査する側のレベル感を考慮し、且つ各企業の今までのシステム管理の内部統制を活かせる形での参考資料として早急に出すことを目指したものである。2月19日締め切りのパブリックコメントを受けて、3月末には正式版をだすようにしたい。

原田氏講演要旨

原田氏からは、システム監査基準追補版の検討経過と内容についてご説明があった。

企業におけるIT統制とシステム管理基準

システム管理基準前文には次のように書かれている「企業は、経営戦略に沿って効果的なIT戦略を立案し、その戦略に基づきITの企画・開発・運用・保守というライフサイクルを確立している。企業では、このITにまつわるリスクを低減するために、ITの統制をシステム管理基準に基づいて整備・運用している」



したがって、システム管理基準を利用してITの内部統制を整備・運用している企業は、財務情報に係るIT統制について、システム管理基準との関係を明らかにして、IT統制を評価、実施すればよいということになる。

システム監査基準追補版の構成

システム監査基準追補版の構成は、

I章 本追補版の構成と用語について

II章 IT統制の概要について

III章 IT統制の経営者評価

IV章 IT統制の導入ガイダンス (IT統制の例示)

付録 システム管理基準の管理項目と統制目標の対応

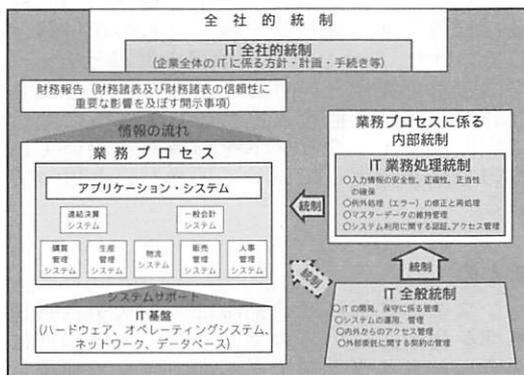
リスクコントロールマトリックスの作成他

としており、II章、III章は理論編、IV章は導入編で、理論編と導入編の間の結び付けに苦勞した。導入編と付録の方が実務家向けとなる。管理項目と統制目標の対応をつけたが、これは管理項目の目的を分かるようにして上位管理職層が理解しやすいようにという新しい試みだ。全部完璧にというわけにもゆかず、公開後のパブリックコメントで厳しいご意見が多かった。

IT統制の概要

金融商品取引法に求められている内部統制とITの関係性を述べ、財務報告とIT統制の関係を整理して、IT統制の統制項目を、IT全社統制、IT全般統制、IT業務処理統制に分類した。IT全社統制を新たに持ち込んだのは、数百の子会社を抱える大会社の内部統制監査の監査効率を考慮したものである。

財務報告とIT統制との関係



財務報告に係る内部統制構築と評価のプロセス

構築のプロセスは

- ① 構築の体制、手順、日程、教育、訓練等を含む基本計画及び方針の決定
- ② 内部統制整備状況の把握と評価、特に文書としての記録・保存
- ③ 把握された不備への対応と是正

であるが、このシステム監査基準追補版で

は構築と評価を特に分けずにどちらでも使ってもらえるように考えた。

評価のロードマップとしては

- ① 評価対象とするITの範囲の決定
- ② ITに関するリスクへの評価及び対応
- ③ IT統制の評価
- ④ IT統制の有効性の判断、記録と保存
- ⑤ 財務情報に係るIT統制の評価結果の分析と対応の優先度付け
- ⑥ 監査人(公認会計士等)との協議

があるが、内部監査人がやることと外部が見るべきことは最初のうちは峻別出来ないだろうと考えて、協議してやってゆくことを想定している。

IT全社統制評価の意味

IT全社統制は実施基準にはなかった定義であるが、内部統制を円滑に進めるためには必要と判断して組み入れた。

IT全社統制とは、企業集団全体(連結対象企業を含む)を対象としたITに係る内部統制のことであり、企業集団全体のITを健全に維持、監督するために構築するものである。

その内容は次の5項目である。

- a. ITに関する基本方針の作成と明示(統制環境)
- b. ITに関するリスクの評価と対応
- c. 統制手続きの整備と周知(統制活動)
- d. 情報伝達の体制と仕組の整備(情報と伝達)
- e. 全社的な実施状況の確認(モニタリング)

IT全社統制評価の意味は、ITに係る規定類の内容が不十分、従業員への周知・徹底が不十分であると、各事業拠点の全てが、均質で同じ水準のIT統制が行われていない可能性が出てくる。また、企業のITに関する戦略や計画が不明確であると、大規模システムの更改に失敗し、業務の混乱から財務諸表そのものが作成できなくなったりする可能性を防止するところにある。

IT全社統制の評価については、上の5項目すべてに経営者が関与していること、特に最後の項目のIT統制に係る記録の採取・保存に関する規定や体制について、経営者評価や監査人監査が重要となる。

IT全般統制の評価について

IT全般統制は、次のように位置づけられる。

ITの企画・開発・運用・保守というライフサイクルの中で、リスクを低減するための統制を適切に整備・運用することが求められる。

IT 全般統制とは、財務情報の信頼性に直接関連する業務処理統制を有効に機能させる環境を実現するための統制活動

これは従来のシステム管理基準の管理項目の殆どを統制目標と読み替えた形で実施できることである。

IT 業務処理統制の評価について

IT 業務処理統制は、アプリケーション・システムに組み込まれた統制活動で、手作業とITが一体となって機能する統制活動を評価する。これは財務報告目的のITにおける取引の開始から財務諸表の作成までを追跡（ウォークスルー）することになる。

そのためには、一連の業務プロセスの把握と整理が必要となる。即ち①「決算・財務報告プロセス」では、経理部門が担当する決算・財務報告に係る業務プロセスは、原則として、すべての事業拠点を対象として評価する。この際EUCで利用する場合、EUCの統制についても評価する。②「決算・財務報告以外のプロセス」では、業務プロセスと関連する業務アプリケーション・システムの概要及び業務プロセスの働きと財務情報の流れを把握する。

EUCについては、システム管理基準策定の時には外したし、今回も賛否両論があったが、虚偽表示のリスク、対策のコスト、統制の効果等を勘案して、自社に適した最低限のことはやっておかないといけませんねということ記載した。

ITの統制目標は、アサーションと密接に関連する。

ITの統制目標アサーション	(経営者の言明)
完全性	網羅性、期間配分の適切性
正確性	実在性、評価の妥当性、表示の妥当性、期間配分の適切性
正当性	実在性、権利と義務の帰属、評価の妥当性

IT 統制の有効性の評価について

まず、IT全社的統制の有効性を評価する。ここに不備がある場合は、ITに係る業務プロセスの内部統制更に全般統制の有効性の判断という様に順次詳細に評価する。この際重要なのは、まず第一に自社のIT統制をリスク(財務情報への影響度と発生頻度)の面から分析し、次に未対応の重要なリスクへの対応を検討することである。

IT 統制目標の選択とリスク評価

個々のIT統制に不備が見られても、財務情報へ重大な影響が出なければよとする考え方である。今までこういう感じがなかったが、要は、リスク分析により自社のIT統制を評価し、未対応の重要なリスクへ対応して、IT統制目標を選択してゆくことになる。この際にこのシステム管理基準追補版の統制目標を利用する。

財務報告の虚偽表示に係る重要なリスクが存在する場合は、リスクコントロールマトリックスを利用してリスクが内部統制の不備になるかを評価する。リスクへの対応が必要な場合は、IT統制を整備する。即ち、システム管理基準等の管理項目から、自社のリスクを低減する適切な項目を選択し、その統制項目により、財務報告の虚偽表示に係るリスクが低減され、受容できるリスクレベルになることを確認する。

リスクコントロールマトリックスの例を次の【図1】で示す。これはこの追補版を利用して各社で作成できる。

システム管理基準の統制目標

IT統制に関する指針、統制目標の例、統制評価手続きの例を示した。これの利用については、自社のリスクに近いものを例示から選択し、リスクに対応する統制をきめる。その統制を実施する場合には、統制評価を参考にすればよい。

既に公表されているシステム管理基準の管理基準項目ごとに統制種別(全社、全般、業務)と統制目標、コントロール重要度区分(C,S)及び管理基準の趣旨を記載したものを付録としてつけた。こうした詳細項目の網羅とチェックはこれで完全ということにはなかなかできない。システム監査人協会の方では既に非常に立派なチェックリストをお持ちと聞いているので是非充実して頂きたいと思っている。

まとめ

システム管理基準追補版は、システム管理基準を利用している企業向けに、実施基準に適合したガイダンスであるが、今まで利用していない企業でも、自社のIT統制を評価、構築に利用できる。企業は、財務報告の虚偽記載に係るリスクを削減することが重要であり、今までの情報システムのIT統制をうまく活用して、十分でない項目について重点的に実施すればよい。

質疑応答

Q:なぜ情報セキュリティ関連制度の枠内で検討されたのか

第 6 期 総会資料

目 次

1	定款一部変更	1
2	平成 18 年度 事業報告	15
	第 1 部 事業概要	15
	第 2 部 会計報告及び会計監査報告	42
3	平成 19 年度 事業計画 (案)	48
4	平成 19 年度 予算 (案)	63
5	中四国支部理事改選の件	65



特定非営利活動法人
日本システム監査人協会

定款一部変更

(1) 用語の統一

- ・「この法人」、「本会」、「本協会」を「本法人」に統一する。1条, 2条, 3条, 4条, 5条, 6条, 11条, 13条, 14条, 15条, 20条, 21条, 39条, 40条, 41条, 42条, 43条, 44条, 45条, 49条, 51条, 53条, 54条, 55条, 56条, 57条, 付則
- 以下の条文は上記の用語の統一後で記載しています。

(2) 収益事業の表現の変更

第5条 2 本法人は、次の収益その他の事業を行う。

- (1) 前項以外のセミナー・出版事業
- (2) 政府及び関連諸団体からのシステム監査に関する受託事業

(区分)

第40条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益その他の事業に関する資産の2種とする。

(会計区分)

第43条 本法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益その他の事業会計

【変更理由】「収益」をNPO法に従い、「その他の」と言い替える。

(3) 役員の任期

(任務等任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の総会が終結するまで伸長する。

【変更理由】役員任期について、NPO法の規定の文言に言い換える

(4) 総会定足数の削除

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(削除により欠番)

【変更理由】総会定足数を満たすことが困難になりつつある。総会不成立の場合は、予算執行もできず、協会運営上、重大な支障をきたすことから、NPO法で許容されていることもあり、本条を削除する。ただし、総会への出席要請、欠席者への議題内容の周知にはいっそう努力する。

(5) 表現の修正

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、及び団体
- (2) 賛助会員 前号にかかげるものを除き、本協会の目的に賛同し、本協会の発展拡

大に協力する団体等

【変更理由】賛助会員は団体のみのため、「等」を削除する。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき

【変更理由】表現を正確にするため

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の次の事項について議決する。

【変更理由】表現を正確にするため

特定非営利活動法人日本システム監査人協会定款（改定案）

平成13年9月制定
平成17年7月27日一部改定
平成19年2月28日一部改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人日本システム監査人協会という。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本法人は、システム監査を社会一般に普及せしめると共に、システム監査人の育成、認定、監査技法の維持・向上をはかり、よって、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 国際協力の活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) システム監査に関する啓発・広報活動
 - (2) システム監査の事例・技法等に関する調査・研究
 - (3) システム監査に関する研究会・講習会の開催と援助
 - (4) システム監査人の養成及び継続育成教育
 - (5) システム監査人の認定制度の運営
 - (6) システム監査人行動基準・倫理規定の策定と維持
 - (7) その他、本法人の目的を達成するために必要な事項
- 2 本法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 前項以外のセミナー・出版事業

- (2) 政府及び関連諸団体からのシステム監査に関する受託事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

- 第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人、及び団体
 - (2) 賛助会員 前号にかかげるものを除き、本法人の目的に賛同し、本法人の発展拡大に協力する団体

(入会)

- 第7条 正会員又は賛助会員の入会について、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
 - 3 会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 4 会長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
 - (3) 除名されたとき

(退会)

- 第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき
 - (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

- 第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

- 第13条 本法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上、40人以内
 - (2) 監事 1人以上、3人以内
- 2 理事のうち1人を会長、8人以内を副会長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長及び副会長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人

を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
- 5 監事は理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 会長は、本法人を代表し、本法人の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、会長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2項の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められたとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会で決定する。

(顧問・相談役)

第20条 本法人に顧問・相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。

第4章 会議

(種別)

第21条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 総会は毎事業年度開始後 2 月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

(第 27 条 削除により欠番)

(総会の議決)

第 29 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名捺印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 前項にかかわらず、会長若しくは複数の理事の要求により提案のあった事項を加えることができる。
- 3 理事会の議事は、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名捺印又は署名

名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第40条 本法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第41条 本法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 本法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

(事業年度)

第44条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の書類は、少なくとも3年間、主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

(第52条 削除により欠番)

(解散)

第53条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本法人を解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決する者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第57条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は理事の互選とし、会長が任命する。
- 4 職員の任免は、会長が行う。

(事務局の組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

付則

- 1 この定款は、本法人の成立の日から施行する
- 2 本法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から最初の定時総会開催の日までとする。

- 4 本法人の設立当初の事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から平成 14 年 12 月 31 日までとする。
- 5 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによる。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。

(1) 本法人の母体となった任意団体である日本システム監査人協会（本法人成立にあわせて解散した）の会員で、本法人に移行入会をした者
 なお、任意団体である日本システム監査人協会にて準会員であった者は、本法人では正会員個人とする別表

		年会費	入会金
正会員	個人	10,000円	なし
正会員	団体	資本金5億円以上	なし
		" 1～5億円未満	
		" 1億円未満	
賛助会員	個人	一口 8,000円	なし
賛助会員	団体	一口50,000円	なし

(2) 新たに入会する者

		年会費	入会金
正会員	個人	10,000円	2,000円
正会員	団体	資本金5億円以上	5,000円
		" 1～5億円未満	
		" 1億円未満	
賛助会員	団体	一口50,000円	5,000円

平成18年度 事業報告

第1部 事業概要

1. 本部

1. 全般概要

(1) 会員の状況 (平成18年12月末現在)

正会員・個人	1,003名
正会員・団体	35社
賛助会員	社

会員拡大については、法人部会を核とする会員増強活動をはじめとして会員各位の努力が実り、上記のとおり法人会員は35社、個人会員は1,000名を超える正会員を擁する大きな規模のボランティア組織となってきた。

会員の種類については、賛助会員制度を存続しているが、NPO法人の趣旨から正会員としての入会をお勧めしているのが現状である。

なお、地方会員の組織として北海道・東北・中部・北信越・近畿・中四国・九州の7支部がある。また東京都中央区に本部の事務所を置いてある。

(2) 理事会等の本部活動状況

理事会の活動

開催 1/12, 2/2, 2/27 (通常総会時の臨時), 3/9, 4/13, 5/11, 6/8, 7/13, 9/14, 10/12, 11/16, 12/14

理事会は、当協会の活動の原点であり、活動の諸案件が毎回活発に議論され審議・決定されてきた。その議事録は会員メーリングリストで報告し、会報に掲載したとおりである。2月の通常総会では、理事・監事の改選が行われ、会長が宮川公男氏から鈴木信夫氏へと交代した。

今期は、特定非営利活動法人 (NPO 法人) になっての第5期であり、任意団体創立からみると、第19期にあたっている。(協会の創立は、昭和62年 (1987) 12月である。)

研究会等の活動 (詳細は別項)

月例研究会

月例研究会 (沼野伸生主査) は、システム監査に関係ある適宜の主題で講演会を設営し、今期は8回で1,210名 (前年比316名増) 参加頂いた。

システム監査事例研究会

理論を監査の実践の場に生かすシステム監査事例研究会 (吉田裕孝主査) の4日間のシステム監査実務セミナー、2日間の実践セミナーは意義あるセミナーとして定着し、通算27回の開催がされた。また、システム監査普及サービスは建設工事業の情報システムの有効性監査を実施中である。

個人情報保護監査研究会

個人情報保護監査研究会 (蓮見節夫主査) は、「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」を佛工業調査会より出版し、「個人情報保護管理者/監査責任者の実務セミナー」を大阪・東京・富山で開催した。

会報・広報・事務局活動等

定例の活動については、各研究会、分科会を含めて別に具体的報告がある。ここでは特記事項のみをまとめて報告する。

会員に対するコミュニケーションの最大的手段として「日本システム監査人協会報」(竹下和孝主査) は、別項のように益々充実してきている。今期は特に支部活動の紹介、研究会活動の紹介などに力点があった。

第三者に見ていただくという重要な「ホームページ」(馬場孝悦主査) は、ホームページによる情報提供に取り組み、更新回数は昨年度に比べ50%強増加した。

広報・渉外関連 (鈴木信夫主査) では、韓国情報システム監理協会との交流を実施した。また、外部から提案のあったJ-SOX法対応での連携提案を検討した。

また、法人部会（小野修一主査）は、定例部会を月1回実施し、会員企業同士でシステム監査を中心とした情報交換を行うとともに、「地方自治体向け情報セキュリティセミナー」の実施を目標に、案内DMの発送、セミナー内容の追加・見直しを行った。また、継続して法人会員の拡大に向けた活動も行った。

事務局（馬場事務局長）は会議用椅子を増設するなどにより、部会などの会合ができるようにし、事務所の活用を図った。なお常駐制でないので、会員などからの問合せなどに対する利便性の向上に取り組んでいる。

(3) 公認システム監査人、システム監査人補の認定

① 認定登録の状況

5年目の公認システム監査人及びシステム監査人補の認定は以下のとおり行うことが出来た。公認システム監査人は春季15名、秋季32名、システム監査人補は春季14名、秋季39名で合計100名の方々の認定が終了した。

その結果、累計では公認システム監査人が389名、システム監査人補が267名、あわせて総勢656名の資質の継続・維持・向上も担保されたシステム監査人が認定登録されたことになる。

今回も認定業務では、面接業務（鈴木信夫主査）が審査として重要な役割を担い、東京地区の他に仙台（2回）、大阪（2回）、名古屋、富山（2回）、広島、福岡（2回）の支部所在都市でも行われた。それぞれ原則として土曜日に実施し面接委員は1組2名であった。

② 認定更新の状況

平成14年度に認定登録された公認システム監査人及びシステム監査人補の方々の認定更新に際し、公認システム監査人73名、システム監査人補108名の方々が失効となった。その結果、前記①に記載のとおり累計656名の陣容となっている。

平成15年度に認定登録された公認システム監査人及びシステム監査人補の方々については、昨年すなわち平成18年の年末に認定期限が到来したが、この認定更新時期を1月末と変更し、現在更新認定作業中である。

③ 継続教育実績申告書

第4回の継続教育実績の申告を1月末に変更し、目下審査、集計中である。

④ 特別認定講習実施状況

教育研修委員会（鈴木実主査）の別項の報告のとおり、実施機関2社の合計15回延べ65名の講習が実施された。

(4) 海外関係団体との提携

① 韓国システム監理人協会との提携

3月に鈴木会長ら3名が韓国を訪問し、社団法人韓国システム監理人協会との活動提携の覚書を提携した。

また、9月には韓国より名誉会長・会長・事務局長の3名に来日いただき、韓国のシステム監査の状況について講演いただくとともに情報交換会を開催した。

竹下理事に韓国担当理事をお願いし、韓国のシステム監査関連の法令などの情報提供を受けた。

2. 教育研修委員会

本年度も前年同様、特別講習認定機関に委託により会のコースを実施した。

(1) 論文・プレゼンテーションコース（1日コース）

実施回数： 東京5回、大阪0回 計5回

実施時期： 1月1回、2月2回、7月1回、8月1回

受講者： 19名（内 再テスト 1名）

（前年度実績 5回 受講者 20名）

(2) システム監査に関する知識コース (2日コース)

実施回数： 東京8、大阪0回 計8回
 実施時期： 1月1回、2月1回、3月1回、5月1回、8月3回
 12月1回
 受講者： 39名
 (前年度実績 7回 受講者 50名)

(3) 情報システムに関する知識コース

実施回数： 東京1回、大阪1回 計2回
 実施時期： 1月～6月 1回、7月～12月 1回
 受講者： 7名 (内 再テスト0名)
 (前年度実績 1回 受講者 5名)

(4) 特別講習実施機関および実施回数

(有) インターゲデオン 1日コース1回、2日コース4回、計 5回
 情報システム監査(株) 1日コース4回、2日コース6回、計10回
 合計 15回、受講者延べ 65名
 (前年度実績 1日コース4回、2日コース10回
 合計 14回、受講者延べ 75名)

(5) ロイヤリティ収入

1日コース 19名 計 76,000円
 2日コース 46名 計 368,000円
 合計 444,000円
 (前年度実績 1日コース 22名 88,000円
 2日コース 48名 440,000円)

計 528,000円)

(6) コース運営管理について

各コースともに採点結果を、事務局で評価した。再テストが2名発生したが、特に問題は発生しなかった。

3. 会報**(1) 概要**

会報部会は、年6回の会報誌の定期発行を通じて、会員相互のコミュニケーション向上に寄与しようと活動しております。

2006年度会報担当委員

竹下和孝(主査)、富山伸夫、吉田裕孝、仲厚吉、森本哲也、須田勉、木村陽一、藤野明夫、山田正寛

(2) 2006年に発行した会報の内容

号数	発行月 (頁数)	編集 担当	主な記事
89号	2006.2 (36 p)	仲厚吉 竹下和孝	(特集) 研究会活動 (特集) 支部活動
90号	2006.4 (52 p)	吉田裕孝 竹下和孝	総会特集
91号	2006.6 (24 p)	竹下和孝 須田勉	(特集) システム監査と国際化の波 改訂 JISQ15001 速報

92号	2006.8 (32 p)	仲 厚吉 森本 哲也	(特集) 個人情報保護 投稿論文
93号	2006.10 (28 p)	藤野 明夫 木村 陽一	(特集) 公認システム監査人
94号	2006.12 (44 p)	須田 勉 山田 正寛	(特集1) 2006 支部活動①
95号予定	2007.2 (36 p)	吉田 裕孝 森本 哲也	(特集1) 研究会活動 (特集2) 2006 支部活動②

(3) 2006年の投稿論文

掲載	発行月	投稿者	テーマ
92号	2006.8	黒川信弘氏	個人情報保護の実態と有効的な情報セキュリティ対策

応募総数 1篇

4. 月例研究会

平成18年度は、以下の通り年間8回の研究会(例年通り)を実施した。

回目	開催月日/場所	テーマ/講師	参加人数
119	1月30日(月) 中央大学駿河台記念館 285号	「ISO/IEC27001:2005の最新動向」 財団法人日本情報処理開発協会情報セキュリティ部 ISMS制度推進室長 高取 敏夫 氏	120
120	5月22日(月) 中央大学駿河台記念館 285号	「新JIS(個人情報保護に関するマネジメントシステム-要求事項)の概要とシステム監査」 財団法人 日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター 副センター長 関本 貢 氏	163
121	7月3日(月) 中央大学駿河台記念館 281号	「システム監査とJSOX」 日本大学商学部 教授 堀江 正之 先生	233
122	8月2日(水) 中央大学駿河台記念館 281号	「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」 内閣官房情報セキュリティセンター 内閣参事官補佐 佐藤慶浩 氏	138
123	9月21日(木) 中央大学駿河台記念館 281号	「事業継続とシステム監査」 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 情報グループ・グループリーダー NPO事業継続推進機構 副理事長 指田 朝久 氏(前 当協会理事)	125
124	10月23日(月) 中央大学駿河台記念館 281号	「FISCの安全対策基準とコンティンジェンシープラン策定手引書の改訂について」 財団法人 金融情報システムセンター 監査安全部長 郡山 信 氏	107
125	11月30日(木) 中央大学駿河台記念館 281号	「ITサービスマネジメント(ISO20000)の概要と事例から学ぶ構築のポイント」 (株)IPIノベーションズ コンサルタント 津村 正彦 氏	109
126	12月22日(金) 中央大学駿河台記念館 281号	「J-SOXの基準とITの位置づけ」 公認会計士、公認情報システム監査人 監査法人トーマツ エンタープライズリスクサービス部 パートナー 伊藤 哲也 氏	215

- 参加者の増加傾向を踏まえ、今年度から、前年度の2倍の収容力の会場を定例的に使用し、ゆったりした環境でじっくり講演を聞いて頂くことにした。
- 年間の総参加者数は1,210名(前年比316名増)で、各回の平均参加者数は昨年(平均参加者数100名)を大幅に上回り、151名に達した。
また、参加者の内、当協会の会員以外の方の割合が35%を超え、昨年の約23%を大幅に上回った。
当協会の月例研究会が、協会以外の方々からも注目され、今年も毎回多くの方々にご参加頂いた。
- 講師の方の所属は、官公庁・外郭団体が4名、民間企業が3名、大学が1名であった。これはほぼ予定通りのバランスであった。
- 各支部へ配付している録画ビデオは、各支部主催の研究会等でこれまで以上に積極的に活用されているようである。
- 一昨年度から実施している、Webからの参加申し込み受付は順調に機能し、受付事務の省力化が図られている。
- 参加者増加を踏まえ、受付に定期的に学生アルバイトを配置し運営の効率化を図った。
- 反省点としては、各回のテーマ/招聘講師について、会員の希望を聞く機会を作りたいとしていたが、テーマが目白押しに出てきてそれができなかったことである。

5. 法人部会

(1) 法人正会員 35社(平成18年末現在)

入会 次の3社

- ・コガソフトウェア(株)
- ・(株)システムシンク
- ・(株)筑波総合研究所

退会 2社

平成17年末に比べて1社増加

(2) 活動内容

- ①定例部会を月1回開催した。
- ②法人正会員の増強を図るべく、次のところに入会案内を送付した。
 - ・平成18年度システム監査企業台帳登録企業
- ③「自治体向け情報セキュリティセミナー」の内容を見直し、18年度版として案内した。
 - ・システム監査をメニューに追加した。
 - ・セミナー案内のDMを、関東地区、および、いくつかの支部でご協力いただき、配布した。
 - ・ホームページで広報活動を行った。
 - ・FISA(情報システム・ユーザ会連盟)主催のシステム監査講演会(2006/10/4開催)で、チラシ約600枚を配布した。
- ④会員知識UPも目的に、上記セミナー資料の内容を、毎回1つずつ取り上げ、レビュー、検討を行った。見直した結果を、セミナー資料の充実につなげている。
- ⑤会員同士のシステム監査の普及・ビジネス化についての情報交換を行った。

6. CSA 利用推進

(1) 活動の概要

- ・本年度から新しくスタートしたCSA利用推進は、担当理事10名を中心に活動を行った。本活動のきっかけとなった会報87号(2005.10)と88号(2005.12)のCSAに関する会員アンケートと理事会回答をもとに、やるべきこととやれることを整理して優先順位を付けて活動した。なるべく具体的な活動を心掛け、CSAの方々に関係する施策に取り組んだが、周知やPRは今後の課題である。担当理事を主体にした会合は、6月以降ほぼ毎月1回(計6回)開催。主な取り組みは、CSA認定カード作成(認定委員会と連携)、CSAパンフレット

作成、CSA を入札資格にする追加記載の依頼等を行った。

(2) 活動の目的

- ・“CSA のプレゼンスを高める。社会的な評価や価値を高める。社会的な認知度を上げる。CSA になって良かったと思ってもらえる。CSA 認定の付加価値を高める。CSA 自身の役に立つ(社会的に認められる。活動がしやすくなる)”ということを活動の目的とした。

(3) 主な施策

① CSA 認定カード発行

CSA 認定カードの必要性を認定委員会と協力して検討し、費用面も含め発行の是非を理事会に諮り、発行することが承認された。その後の発行までの準備は認定委員会が行ったが、今後はその普及周知を担当する。

② CSA のパンフレット作成

CSA の認知度を高めることと、官庁・自治体・企業等に説明に行く際の PR 用に利用するという目的で、CSA のパンフレット (A4 表裏) を作成し 2000 部印刷した。10 月に開催された「システム監査講演会」で約 900 部を配付した。今後もセミナー等希望に応じて配付する。

③ CSA を入札資格にする追加記載の依頼

システム監査やセキュリティ監査業務に関わる入札時の資格要件に CSA を記載してもらった文書を作成し、官庁・地方自治体に送付する。(2007 年 1 月予定)

(4) 今後の課題

- ・CSA 利用推進の活動を幅広く会員に知ってもらうことと、CSA のプレゼンスを高める実効はこれからである。次年度は CSA 認定者の相互交流、相互啓発となる施策を展開する予定である。

7. システム監査事例研究会

(1) 研究会メンバー : 93 名 (2006 年 12 月現在)

(2) 月例研究会開催

定例会 毎月第一水曜日 18:30-20:30

12 回開催 延べ出席者数 163 名

内容

- ・理事会の話題紹介及び関連事項の討議
- ・システム監査普及サービス進捗状況報告
- ・システム監査実務・実践セミナーの運営に関する打ち合わせ
- ・公認システム監査人の教育制度に関する打ち合わせ

(3) システム監査普及サービス

① g 社 (建設工事業)

期間: 2006 年 12 月 26 日から 2007 年 3 月 31 日 (監査報告会予定)

監査チーム: 高橋邦明リーダー他 7 名

監査テーマ: 情報システムの有効性の監査

(4) システム監査実務・実践セミナー

- ・本年も、当初の予定通り、4 回 / 年 (4 日間コース 2 回、2 日間コース 2 回) 開催し、1996 年から通算 27 回の開催実績となった。
- ・実務セミナー 4 日間コースは、2002 年から開始し通算 8 回目となり、公認システム監査人の教育制度の一環として定着してきている。また、実践セミナー 2 日間コースについては、ここ数年支部と共催という形態で実施しており、本年も名古屋と仙台で実施し、事例研究会と各支部との交流の場にもなっている。
- ・2009 年からの J-SOX 法の具体的な実施に向けて、内部統制関連勉強会を経て、セミナーの企画を開始した。IT の全般統制に焦点をあて、システム監査実践・実務セミナーで採用している

ロールプレー方式を継続踏襲した実践的内容としている。来年2月、初回のセミナーを2日間コースで開催するが、システム監査実践・実務セミナー同様、協会主催で継続開催ができるセミナーに育てていきたい。

①第24回（第7回実務セミナー4日間コース）

日時：2月4日 10：00－2月5日、

2月11日－12日 15：00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター（OVTA）

参加者：受講生14名、講師6名

②第25回 2日間コース

日時：5月27日 13：00－28日 15：00

場所：中部支部と共催し、名古屋市港区で開催

参加者：受講生10名、講師3名（内中部支部1名）

③第26回 2日間コース

日時：7月8日 13：00－9日 15：00

場所：東北支部と共催し、仙台市郊外で開催

参加者：受講生8名、講師3名

④第27回（第8回実務セミナー4日間コース）

日時：8月26日 10：00－27日

9月9－10日 15：00

場所：千葉市幕張 海外職業訓練センター（OVTA）

参加者：受講生20名、講師6名

8. 情報セキュリティ監査研究会

(1) 平成18年研究会研究項目

①情報セキュリティ監査基準の監査に関する情報・ノウハウの共有

②情報セキュリティ監査基準を利用する「基準ツール」の充実を図る

(2) 活動結果

ツールのコメントの見直し、充実化を図ることを引き続きの課題にし、監査に関する情報・ノウハウの共有を図りながら上記の課題をもう一步進める検討を進めた。残念ながら、今年度には、まとまった成果は無い。

ノウハウの共有は、赤本に掲載した「基準ツール」の充実を図ることと、当研究会以外で試行してもらうことも意識したものである。

(3) 検討の経過

①“情報セキュリティ監査を効果的にはどうやるか”からスタートしてそのためには“リスクを洗い出す方法”についての検討が必要であることから、現時点では、情報取扱いのフロー（*）に基づくリスクアセスメントの手法を検討している。

②さらに、今後その方法で検討したモデルをツールに展開することを検討している。この具体的な検討は19年度の活動とする。

（*）業務フロー（オペレーションフロー、システムフロー、ワークフロー）など

9. システム監査基準研究会

(1) 研究項目

日本版SOX法とシステム管理基準

(2) 研究会実績

- ①「COBIT for Sox とシステム管理基準」というテーマで、システム管理基準・サブコントロール等の見直し作業を、メンバーで分担して行った。
- ②①の成果物は、19年3月末を目標に作成中
- ③定例研究会は、月1回開催した。

10. 個人情報保護監査研究会

システム監査人の活動分野の一つとして、個人情報保護監査を担える人材の育成と、活動の場を確保すべく、研究と実践を推進した。

(1) 「個人情報保護管理者／監査責任者の実務セミナー」開催

後援 (財)日本情報処理開発協会／(財)日本データ通信協会／(社)情報サービス産業協会／(社)日本情報システム・ユーザー協会／情報システムコントロール協会東京支部／(社)東京グラフィックサービス工業会／システム監査学会／上級システムアドミニストレータ連絡会

- ・ 9月2,3日 大阪開催 27名参加
- ・ 10月7,8日 東京開催 28名参加
- ・ 11月11,12日 富山開催 17名参加

(2) 「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」上梓

監修 NPO日本システム監査人協会
 編著 個人情報保護監査研究会
 発行 (株)工業調査会

11. 20周年記念事業準備PT

当協会発足20周年記念事業の計画・準備の推進母体として、20周年記念事業推進PTが発足した。(記念事業のセレモニー実施は2008年2月を予定)

当PTは鈴木会長以下9名で構成し、年度内に6回の会合を持ち、以下の基本計画を立案し、理事会の承認を得た。

【SAAJ 発足20周年記念事業基本計画】

◎コンセプト：

『システム監査及びSAAJのプレゼンス確立に向けた当協会の活動成果の発表の場』

◎スローガン：

『システム監査、これからの10年』

- システム監査はどう変わっていくのか
- SAAJはどう変わっていくべきなのか

◎実施行事(事業)：

A：外部講演者に、それぞれの立場からシステム監査に対する期待を講演頂き、それに対するSAAJの対応として以下の2点を報告。

- ①内部統制評価監査制度(J-SOX)に対するSAAJの取り組み
 - ②システム監査に使用する評価基準の体系化(SAAJ版評価基準体系)と有効性監査、効率性監査へのSAAJの取り組み
- <会場を借りて講演会・報告発表会形式で実施。報告書又は書籍出版も想定>

B：部会・委員会・PT・支部が、それぞれの目的的活動を一層強力に展開し、上記コンセプトに沿ったその時点の成果を20周年として発表。

(単なる過去の活動実績まとめに止まらず、これから10年のシステム監査を展望したものとする)

<報告書、書籍出版、会報(論文)、HP等それぞれの形式で実施>

その後、本基本計画に沿って各分会・委員会・PT・支部がそれぞれ個別の計画を立案し、準備に入っている。

20周年記念事業推進PTでは、各分会・委員会・PT・支部の記念事業が円滑に進められるよう、当PT主導による以下を準備し、各分会・委員会・PT・支部の記念事業実施の受け皿とすることを検討している。

- (1) 全国各支部での「20周年記念講演会の実施」
- (2) 「20周年記念書籍の発刊」

II. 北海道支部

1. 第4回支部総会実施

日時：1月20日(金) 18:30~20:00
 内容：2005年活動報告、2006年活動計画、
 2006年役員選出、2006年研究会・勉強会計画、
 赤本購入について
 参加者：参加9名、委任5名

2. 第5回支部総会実施

日時：12月12日(火) 18:30~19:30
 内容：2006年活動報告、2007年活動計画、
 2007年役員選出、2007年研究会・勉強会計画、
 20周年事業について
 参加者：参加10名、委任4名

3. 定例研究会・勉強会実施

- (1) 第1回勉強会：日時：2月24日(金)18:30~20:30
 テーマ：「IT内部統制評価の計画と手続き
 ~財務報告に係る内部統制の観点から~
 -第115回研究会のビデオ上映およびディスカッション-
 参加者：12名、うち支部員10名
- (2) 第2回勉強会：日時：3月24日(金)18:30~20:30
 テーマ：「CSRと内部監査」
 -第116回研究会のビデオ上映およびディスカッション-
 参加者：11名、うち支部員9名
- (3) 第3回研究会：日時：4月26日(水) 18:30~20:30
 テーマ：「開発に入る前の要求品質の確保」
 -システム監査学会2005年第5回定例研究会に関するディスカッション-
 参加者：14名、うち支部員10名
- (4) 第4回勉強会：日時：5月31日(水) 18:30~20:30
 テーマ：「ISO/IEC27001:2005の最新動向」
 -第119回研究会のビデオ上映およびディスカッション-
 参加者：9名、うち支部員7名
- (5) 第65回勉強会：日時：10月27日(金) 18:30~20:30
 テーマ：「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」
 -第122回研究会のビデオ上映およびディスカッション-
 参加者：10名、うち支部員9名
- (6) 第5回研究会：日時：12月12日(火) 19:30~21:00
 テーマ：「システム監査とJ-SOX法を考えよう」
 -20周年事業へのプロローグ-
 参加者：10名、うち支部員10名

4. 広報活動

- ・支部活動について対外的に広報、および支部員勧誘を行った。
- ・法人部会からの依頼により、道内各市に対して地方自治体向セキュリティセミナー案内の送付
⇒今年を取りやめ（道内自治体の現状では無理と思われたため）
- ・他団体との交流：北海道ITコーディネータ協議会、日本システムアナリスト協会北海道支部、および社団法人 中小企業診断協会北海道支部との講演会共催、勉強会の相互開放
- ・支部員の増加：昨年度の個人会員21名・法人会員1社から個人会員25名・法人会員1社に増加
- ・支部活動への参加：上記個人会員以外に法人会員2社からの参加3名と非会員の参加7名
- ・公認システム監査人4名、システム監査人補5名（計9名中支部員8名）

5. メーリング・リストによる連絡

- ・支部メーリング・リストにより、支部員間の連絡および情報交換を実施している。

6. ホームページによる情報発信

- ・協会のホームページの支部のコーナーに、北海道支部の情報を記載している。

7. その他

- ・2005年末にSAAJおよびシステム監査普及サービスについて小樽のC社より問い合わせがあり、渡部が行って説明した件は、監査というより内部統制全般に関する話であった。現状では具体的な動きはなし。必要に応じて先方から連絡すること。

Ⅲ. 東北支部

2003年6月28日に設立した東北支部は、第四機期の活動として、会員の増加、システム監査の普及、支部のPRなど、計画に基づいて以下のとおり活動した。

1. 平成18年度東北支部総会

- 1月21日 仙台市情報・産業プラザ 特別会議室 出席者：14名
 講演：「東北ITクラスター・イニシアティブ（TIC）の概要について」
 講演者：館田あゆみ氏（東北会員）
 議題：報告事項1 平成18年度活動内容
 報告事項2 平成18年度収支報告
 第1号議案 平成19年度活動計画
 第2号議案 平成19年度予算計画
 第3号議案 平成19年度役員選任
 ※支部長：鈴木 実（留任）
 副支部長：高橋典子（留任）、佐藤賢一（留任）
 研究会：高橋壮太（留任）、小野寺司（留任）、館田あゆみ（新任）
 広報：佐藤直美（留任） 監事：田口三郎（留任）

*研究会の職務範囲は、年1回のセミナーや実践セミナーの運営を含むが、各イベントの推進体制はプロジェクト方式で構築するものとする。

2. ITCみやぎ・SAAJ東北支部ワークショップ2006

昨年に引き続き、ITCみやぎ（ITコーディネータみやぎ会）及び日本アナリスト協会東北支部と共催、ITコーディネータ協会後援による「ITCみやぎ・SAAJ東北支部ワークショップ2006」を開催した。1日目はITCみやぎが、2日目はSAAJ東北支部が担当した。

9月1日～2日 9:00～16:30 エル・ソーラ仙台 大会議室
 内容：【1日目】

- ①東北経済産業局との意見交換
 東北経済産業局情報製造産業課係長 中山陽輔氏

- ②今求められる専門家のコーチングスキル
有限会社アライブ・ワン 代表取締役 後藤美香氏
- ③岩手県 CIO 補佐官を終えて
㈱日立東日本ソリューションズ公共ソリューション本部
チーフコンサルタント 佐藤義人 氏
- ④企業変革における情報の役割について
東北大学大学院 経済学研究科 (会計大学院)
教授 経営学博士 伊東俊彦 氏
- ⑤経営目標を中心とした「目標中心型開発スタイル」の提言
㈱富士通東北システムズ 大沼哲也 氏

【2日目】

- ⑥韓国 e ガバメントと IT 市場およびセキュリティの動向
トライポッドワークス株式会社 常務取締役 菊池 務 氏
- ⑦ ISO20000 認証取得経験から見た IT サービスマネジメント構築の
日本ユニシス株式会社ビジネス企画室 アウトソーシング推進センタ
シニアコンサルタント 津村 正彦氏
- ⑧米国 SOX 法対応の内部統制構築事例とシステム監査クオリティ株式会
三井物産(株)鉄鋼製品業務部次長 吉田 裕孝氏
- ⑨情報セキュリティ政策について
経済産業省商務情報政策局 情報セキュリティ政策室
企画係長 成田 裕幸 氏

3. 定例研究会

(1) 平成 18 年 3 月例会

- ・ 3 月 11 日 (土) コラッセ福島 出席者：10 名
- ・ 第 5 期総会報告
- ・ 講演「内部統制におけるシステム監査」 鈴木支部長 (東北会員)

(2) 平成 18 年 5 月例会

- ・ 5 月 13 日 (土) NES ソフトウエア東北 出席者：12 名
- ・ 7 月の実践セミナー開催支援について
- ・ SOX 法セミナーの本部の活動状況
- ・ 勉強会「情報システム監査実践マニュアル」の進め方

(3) 平成 18 年 7 月例会

- ・ 7 月 22 日 (土) NES ソフトウエア東北 出席者：11 名
- ・ 情報交換：公認システム監査人の継続教育、J-SOX 法
- ・ 月例会の勉強会：目的：システム監査のスキルアップ
：実施方法と作業担当分担決定

(4) 平成 18 年 10 月例会

- ・ 10 月 21 日 (土) 山形テルサ 出席者：8 名
- ・ 9 月の合同セミナー報告 佐藤賢一副支部長
- ・ 勉強会：① 1-1 変革する情報社会 (○櫻谷, 木立)
② 1-2 情報システム監査の重要性と概要 (田口, 佐藤 (直), ○田中)

(5) 平成 18 年 12 月例会

- ・ 12 月 2 日 (土) 仙台中央市民センター 出席者：12 名
- ◎勉強会『情報システム監査実践マニュアル-第 2 版-』勉強会
第 3 章 システム監査と他監査との関係 (女性チーム：高橋、館田)
第 4 章 システム監査と関連する諸施策 (三陸チーム：佐藤賢、熊谷、小野寺)

◎ 20 周年記念事業について

1. 宮城、山形、福島等で開催される大きな展示会で、協会としてブース展示を行う。
2. HP 作成を外部委託し広報活動を充実させる。
3. 責任者 鈴木支部長 実行委員 1 月の総会にて検討。委員会 (部会) を立ち上げる。

4. 予算 展示会出展 30 万×3 (会場) = 90 万

ITC等とのタイアップで半額程度にする予定
HP整備 20万程度(協会のサーバに間借り)
予算上厳しい場合は、宮城での開催1本に絞る

4. システム監査実践セミナー開催 in 仙台

- ・7月8日(土)～9日(日) 受講者:8名(男5名・女3名・2グループ)
- ・株式会社ユアテック(東北電力関係会社)人材開発センター
- ・受講者:8名(男5名・女3名・2グループ)

5. 公認システム監査人面接 in 仙台

- ・11月18日 仙台市情報・産業プラザ
- ・鈴木支部長が面接員として、佐藤支部長が会場担当としてサポートした。

6. 情報交換

- ・2月毎の各県でおこなっている月例会後には懇親会を実施、各県の状況および会員間での情報交換を行った。
- ・また、メーリングリストによる本部情報、支部会員間の連絡および情報交換を実施した。

7. 広報宣伝活動

- ・東北各地のITC団体、IT応援隊組織、みやぎ情報セキュリティマネジメントビジネス研究会などに対して、システム監査の普及および支部活動の宣伝を行った。
- ・法人部会の依頼を受け、情報セキュリティセミナー講師派遣のパンフレットを東北6県の市及び仙台特別区宛に送付し、協会の宣伝を行った。

IV. 北信越支部

1. 本年度の目標

本年度は以下の実施により、昨年度より一步前進を目指す。

- ・支部会員の発表・報告により、意見交換や創案、課題解決の機会を作る。
- ・研究会ビデオをできるだけ多くの会員に活用頂く。
- ・ホームページ(北信越支部コーナー)の掲載(論文など)を充実させる。
- ・システム監査・管理基準を中心に、情報セキュリティ監査・管理基準他の関連基準やガイドラインについても習得に心掛ける。
- ・システム監査の実務習得にあたり、情報システム監査実践マニュアルを活用する。

2. 本年度の課題

- ・他支部と隣接する地域に在住の当支部会員のために、他支部セミナーにも参加できるようセミナー情報を案内できるよう工夫を図る。

3. 活動報告

(1) 平成18年度総会 3月11日

場所 富山市アーバンビル

- ①「SOXとJSOX-内部統制監査制度の概要」白井 正 氏
 - ②「IT技術者のメンタルヘルスについて」伊藤 祐太郎 氏
- 参加:白井、伊藤、梶川、竹村、宮本、國谷、尾島、栃川、森

(2) 福井県例会 6月17日

場所 福井県民会館

- ①「緊急時対応計画策定について」角屋 典一 氏
 - ②「プライバシーマーク取得」の事例紹介 伊藤 祐太郎 氏
 - ③「C/Sシステムのコントロール手法について」森 広志 氏
- 参加:角屋、伊藤、先織、川端、梶川、竹村、宮本、栃川、笹岡、森

(3) 長野県例会 9月16日

場所 ホテル信濃路

- ・「金融機関における情報セキュリティ対策について」藤原 康弘 氏
- ・「ITガバナンスとコントロール手法について」森 広志 氏

参加：堀、藤原、白井、梶川、宮本、麻生、森

(4) 西日本地区合同支部研究会 10月7日

詳細は中四国支部の活動報告をご参照ください。

(5) 個人情報保護セミナー 11月11日～12日

場所 富山市CICビル、参加者10名

- ①「企業の内部統制と個人情報保護法対応」
(株)筑波総合研究所 代表取締役 打矢 隆司 氏
- ②「新JIS Q 15001 解説とプライバシーマーク制度」
(財)日本情報処理開発協会 副センター長 関本 貢 氏
- ③「個人情報保護のための安全管理の実務」
(株)ビジネスソリューション 代表取締役 松枝 憲司 氏
- ④「個人情報保護管理者の実務」 んじゃろ監査事務所代表 竹下和孝 氏
- ⑤「個人情報保護監査責任者の実務」
(株)日立情報システムズ CSR 副本部長 一村 義夫 氏

(6) 石川県例会 12月9日

場所 金沢ITビジネスプラザ武蔵

- ・「年度・次年度計画案、20周年計画について」森 広志
 - ・「中国IT事情とオフショア開発について」森田 清隆 氏
 - ・「オフショア開発のためのシステム管理基準の応用」山田 隆 氏
- 参加：山田、森田、白井、伊藤、梶川、宮本、國谷、尾島、木村、森

4. 支部役員

支部長(森広志(富山))、副支部長(白井正(新潟)、梶川明美(富山))
 会計(坂井敏之(富山))、理事(伊藤祐太郎(富山)、松原一彦(石川))
 県部会長(角屋典一(福井)、宮本茂明(石川)、竹村徹也(富山))、
 風間一人(新潟)、堀明雄(長野))、
 書記(尾島純子(富山))、監事(高瀬清春(富山))

V. 中部支部

1. 活動方針

- ・中部支部内会員、およびの継続的な相互研鑽・交流を図る。
- ・中部支部以外の地域や団体との人材交流を積極的に展開していく。
- ・システム監査を中心に研究開発を推進し、情報発信していく。

2. 活動体制 (敬称略)

支部長：若原 達朗
 副支部長(定常業務担当)：植野 真由美
 副支部長(イベント担当)：田中 勝弘
 会計：久保田 秀男、佐野 雅哉
 顧問・業務監査：大野 淳一

例会担当：若原、植野、中村博、山田和、山崎敏

広報担当：山内、山崎敏

会員担当：山崎敏、井戸

イベント企画：石井 合宿：杉山 西日本合同研究会：石井

システム監査実践セミナー：若原 雑誌執筆：原 国際交流：原
 研究開発担当：河田 国際取引研究：河田 システム取引法務研究：萬代
 渉外担当：高間 国際交流：原 東京駐在：堤、田原、山内

3. 活動内容

(1) 例会

SAAJ中部支部総会 / 第1回例会 (1/21; 名古屋市)

「情報セキュリティ監査の実際」 講師：山崎拓氏

第2回例会 (3/11; 名古屋市)

「著作権法について」 講師：篠田四郎氏

「地方自治体の組織構成と情報セキュリティ対策の事例について」

早川晃由氏

第3回例会 (5/20; 大垣市)

「ネットワーク攻撃の脅威」 講師：田宮辰彦氏

「Web2.0時代のCRMの検討状況」 講師：山内英樹氏

第4回例会 (7/20; 名古屋市)

「日本版SOX法への取組とBC(Business Continuity)」 講師：逸木通隆氏

「ISO/IEC2000について」 講師：山田和夫氏

第5回例会 (9/9; 浜松市)

「IT四方山話」 講師：中西昌武氏

「中国オフショア開発」 講師：山崎敏夫氏

「監査は本当に機能するのか？」 講師：茨木晴之氏

(2) イベント

システム監査実践セミナー (5/27～28; 名古屋市)

受講者10名、講師：沼野伸夫氏、畠中道夫氏、石井成美氏

中国ITリーダー企業招へい事業 (8/24、26; 名古屋市)

※中部経済産業局などと共催

○ビジネスセミナー (8/24; 主催：中部経済産業局)

「中国IT企業代表によるプレゼンテーション」 講師：樊建平氏

「日中ITビジネスの課題と成功事例の紹介」 講師：原善一郎氏

「中国IT企業進出成功事例紹介」 張建氏

「日中ビジネストラブル事例紹介」 大野大介氏

○商談会及び個別交流会 (8/26; 主催：中部経済産業局)

グループ討議「日中ITビジネスに関する討論会」

○2006年SAAJ中部特別例会 (8/26)

「中国IT企業代表によるプレゼンテーション」 講師：樊建平氏

「SAAJ中部代表によるプレゼンテーション」 講師：石井成美氏

SAAJ西日本支部合同研究会 (10/7; 広島市)

詳細は中四国支部の活動報告をご参照ください。

第五回日中IT技術者交流会とIT産業調査 (11/2～11/5; 北京市、天津市)

○中国科学院計算技術研究所との技術者交流会

○曙光信息产业有限公司訪問

○天真空港開発区(日系自動車部品会社)、天津ソフトパーク(天津プリモス)訪問

SAAJ/JSAG中部支部2006年合同合宿 (11/18、19; 大垣市)

「下呂市におけるISMSの取り組みについて」 講師：桂川国男氏

「地方自治体における情報セキュリティ監査」

講師：田中勝弘氏

「岐阜県における IT ガバナンスの取り組み」 講師： 杉山浩一氏

(3) その他

中部支部運営ルールを明文化

VI. 近畿支部

1. 支部体制 (敬称略)

(1) 支部役員

支部長 吉田 博一
副支部長 片岡 学 (会計担当), 喜多 陽太郎, 浦上 豊蔵
監事 福徳 泰司

(2) サポーター

近畿支部の運営にご協力いただくメンバーを「サポーター」として、研究会等のお手伝いやサポーター会議で運営方針の検討に参加して頂いております。

2. 近畿支部総会 5月19日(金) 国際カンファレンスプラザ

今後の近畿支部の活動内容につき、方針の決定と意見交換を行い、昨年度と同様に、奇数月の第3金曜日に「定例研究会」、偶数月の第3土曜日に本部月例研究会のビデオ討議する「システム監査勉強会」を開催することにした。

3. サポーター会議

(1) 平成18年度第1回サポーター会議 4月28日(金)

場所：大阪市立大学文化交流センター 小セミナー室
出席者：津田(博)、神尾、亀井、京阪、寺下、逢坂、筆島、小山、芹生、岡谷、吉田、喜多、浦上、片岡

テーマ：今後の支部の方向性について

(2) 平成18年度第2回サポーター会議 12月21日(木)

場所：大阪市総合生涯学習センター 第5研修室
出席者：梅原、逢坂、岡谷、神尾、川端、京阪、小山、津田(博)、津田(圭)、土出、中谷、深田、福徳、筆島、山田、吉田、浦上

テーマ：支部20周年記念行事について

4. 定例研究会活動

(1) 第94回 1月20日(金) 国際カンファレンスプラザ

テーマ：「プロジェクト監査と新システム管理基準」

講師：中谷 正明氏

(2) 第95回 3月17日(金) 大阪府商工会館

テーマ：「ビジネスシミュレーション活用法」

講師：梅原 清宏氏

(3) 第96回 5月19日(金) 国際カンファレンスプラザ

テーマ：「内部統制に役立つ情報技術」

講師：森末 清成氏 参加者：38名

(4) 第97回 7月21日(金) 国際カンファレンスプラザ 参加者：38名

テーマ：「JIS Q 15001:2006 改定のポイントと対応策」

講師：キープライバシーソリューションズ代表 芹生 幸治郎氏

参加者：38名

(5) 第98回 9月15日(金) 国際カンファレンスプラザ 参加者：24名

テーマ：「製造業におけるエネルギー管理・リサイクル・廃棄処理関連の課題」
(コンプライアンスと監査の立場から)

講師：田淵 隆明氏

- (6) 第99回 11月17日(金) 国際カンファレンスプラザ参加者:30名
テーマ:「公開鍵認証基盤と生体認証」(セキュリティ基盤技術の再復習)
講師:京阪 昌彦氏

5. システム監査勉強会

本部月例研究会・定期総会記念講演などのビデオ上映と討議

- (1) 第3回 2月18日(土) 大阪大学中之島センター
①第117回「電子政府構築に向けた取組について」
②第118回「ソフトウェア国際取引に関するシステム監査について」
(2) 第4回 4月15日(土) 大阪大学中之島センター参加者:10名
①第119回「ISO/IEC27001:2005の最新動向」
②第5期定期総会「情報セキュリティガバナンスの確立に向けて」
(3) 第5回 10月21日(土) 大阪大学中之島センター 参加者:18名
①第120回「新JIS Q15001の概要とシステム監査」
②第121回「システム監査とJSOX」
(4) 第6回 12月16日(土) 大阪大学中之島センター 参加者:12名
①韓国におけるシステム監査の現状と今後の展開 講師:鈴木会長

6. 各種セミナー

- (1) 情報セキュリティ監査・システム監査基礎セミナー 2月25日 大阪産業創造館
講師:石島副会長, 喜多理事
(2) 情報セキュリティ監査・システム監査基礎セミナー 8月12日 大阪産業創造館
テーマ:情報セキュリティ監査・システム監査概要, 内部統制の爆発的拡張
講師:喜多近畿支部副支部長,
公認会計士 藤野 正純氏 参加者:20名
(3) 「個人情報保護管理者/監査責任者の実務」セミナー 9月2日(土)~3日(日)
ドーンセンター参加者:26名
テーマと講師は北信越支部の活動報告をご参照ください。
(4) 西日本地区合同支部研究会 10月7日 近畿支部から2名参加
詳細は中四国支部の活動報告をご参照ください。

VII. 中四国支部

1. 月例会

- ・本部から送付される例会のビデオ鑑賞及び内部統制やJ-SOXについての勉強会を行いました。

2. 西日本支部合同研究会の開催

- ・平成18年10月7日広島市RCC文化センターで九州、近畿、北信越、中部、中四国支部合同で研究会を開催しました。本部馬場事務局長や各支部の支部長、会員の皆様と非常に親密に交流することができました。また、中四国支部内においても開催の準備活動等で、親睦を深めることができました。
- ・「RFIDの将来の期待と応用」
中部支部 堤 薫 氏
- ・「ITガバナンスのためのクライアントサーバシステムの統制について」
北信越支部 森 広志 氏
- ・「JIS Q 15001:2006に基づくプライバシーマークについて」
近畿支部 芹生 幸治郎 氏
- ・「ITILとシステム監査」
九州支部 中溝 統明 氏

3. 中四国支部の支部長交代

- ・中四国支部の支部長、高田裕史氏が都合により支部長を辞任するため、平成19年1月から、副支部長の清野敏弘氏が支部長代理を行います。現在、理事会に次期支部長候補を推薦しており、総会において承認が得られ次第、支部長を交代する予定です。

VIII. 九州支部

1. 支部の状況と役員体制

●支部会員 56名(平成18年12月末時点) 新入会:1名 退会:4名

●役員体制

支部長	福田啓二	副支部長	中溝統明
会計	松嶋 敦	会場	木下一朗
HP	美田佳奈	監査	船津 宏
書記	鶴岡 通、鞍馬忠志、富永一也		
顧問	守田昭彦 行武郁博		
月例会企画	中溝統明、諸藤雅之、鶴岡 通		
地区	大分県 : 藤平 実 長崎県 : 平山克己 鹿児島県 : 山下博美 沖縄県 : 井海宏通		

2. 活動概要

(1) 月例会の開催

- ・通例どおり月1回の月例会を開催。(福岡市) ※7月と11月は休会
- ・福岡市以外で例会もしくは研究会を開催。ITC団体との共催という形式で、大分(11/25)で第3回合同セミナーを開催。

(2) メーリングリストによる情報・意見交換の一層の活発化

(3) 他支部、関連他団体との連携、情報発信の活発化

日本システムアナリスト協会九州支部との合同月例会(1/28)

福岡ITコーディネータ推進協議会との合同勉強会(2/25)

SAAJ西日本支部合同研究会(10/7)

ITC大分との合同セミナー(11/25)

3. 月例会

支部会員の研究・検討・報告事項の発表を中心に行った。

月例会前に月例研究会(東京)ビデオの視聴を実施した。

(1) 第186回(1月度月例会)1月28日(土)14:00-17:00

(後援:日本システムアナリスト協会九州支部) 参加:25名

内容:①「高度ICT時代における情報セキュリティへの脅威」

(株式会社NTTネオメイト九州 三木 武氏)

(2) 第187回(2月度月例会)2月25日(土)13:30-18:00

参加:40名(SAAJ九州支部16名)

共催:福岡ITC推進協議会、後援:日本システムアナリスト協会九州支部

内容:①「内部統制の経営者自己評価・外部監査(日本版SOX法)のITへの影響」

(監査法人トーマツ 小峰英篤氏)

②「個人情報保護に関する特定分野のガイドラインについて」

システム監査学会誌掲載論文の解説 (行武郁博氏)

(3) 第188回(3月度月例会)3月25日(土)13:00-17:00 参加:15名

内容:①「個人情報保護専門監査人部会の活動状況」 (船津 宏氏)

(4) 第189回(4月度月例会)4月22日(土)13:00-17:00 参加:13名

内容:①「情報システムの信頼性向上に関するガイドライン(案)」の紹介と意見交換

(福田啓二氏)

(5) 第190回(5月度月例会)5月27日(土)13:00-17:00 参加:10名

内容:①ITサービス継続性管理(ITSCM)解説 (中溝統明氏)

(6) 第191回(6月度月例会)6月24日(土)13:00-17:00 参加:10名

- 内容：① I S A C A 大阪支部 20 周年記念講演会 参加報告 (福田啓二氏)
- (7) 第 192 回 (8 月度月例会) 8 月 26 日 (土) 14:00 ~ 17:00 参加: 15 名
内容: ① トピック紹介「ITS/ユニバーサルデザイン」 (秀嶋弘之氏)
- (8) 第 193 回 (9 月度月例会) 9 月 23 日 (土) 14:00 ~ 17:00 参加: 9 名
内容: ① 「ITIL とシステム監査」 (中溝統明氏)
- (9) 第 194 回 (10 月度月例会) 10 月 28 日 (土) 13:00 ~ 17:00 参加: 12 名
内容: ① システム監査学会 20 周年記念シンポジウム報告 (船津 宏氏)
西日本支部合同研究会参加報告
- (10) 第 195 回 (九州支部総会兼 12 月度月例会)
12 月 23 日 (土) 13:00 ~ 17:00 参加: 18 名
内容: 九州支部総会 事業報告/事業計画/役員改選

4. 共催、後援イベント

- (1) 日本システムアナリスト協会オープンフォーラム 2006 in 福岡
7 月 8 日 (土) 13:00 ~ 17:40 福岡市、天神ビル
(日本システム監査人協会九州支部後援)
参加: 69 名 (SAAJ 九州支部からは 11 名)
- (2) SAAJ 日本システム監査人協会 西日本支部合同研究会
10 月 7 日 (土) 13:00 ~ 17:00、広島市、RCC 文化センター
参加: 26 名 (九州支部: 6 名)
- (3) ITC 大分、日本システム監査人協会九州支部合同セミナー
11 月 25 日 (土) 13:00 ~ 17:00 別府市 大分県生涯学習センター
(SAAJ 九州支部会員 11 名参加)
① 「日本版 SOX 法への対応」 (梶屋博史氏)
② 「中小企業のための事業継続管理 (BCM) の視点」 (福田啓二氏)

5. メーリングリスト

平成 18 年 506 通 (平成 17 年 12 月 ~ 平成 18 年 11 月末) (前年 672 通)
月例会案内および出欠連絡、各種公表 (システム監査関連) 情報、
イベント、セミナー情報など

第 2 部 会計報告及び会計監査報告

1. 平成 18 年度 特定非営利活動に係る事業会計 財産目録

平成 18 年 12 月 31 日現在

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

第 5 期

(単位: 円)

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現預金			
・本部現預金			
三井住友銀行	1,495,319		
みずほ銀行	347,600		
東京三菱UFJ銀行	7,116,045		
郵便振替口座	10,090,605		
会計手許現金	30,115		
・支部現金預金			
北海道支部	205,116		
東北支部	203,240		

北信越支部	306,853			
中部支部	416,470			
近畿支部	875,320			
中・四国支部	170,780			
九州支部	295,681	21,553,144		
未収金				
	1,933,000			
普及サービス(広告収入)	21,000	1,954,000		
流動資産合計			23,507,144	
2 固定資産				
器具備品				
シュレッダー 1台	137,773			
プロジェクター 4台	283,270			
パソコン 1台	35,228	456,271		
ソフトウェア				
会員管理システム 一式		142,800		
敷金				
共同ビル		451,080		
固定資産合計			1,050,151	
資産合計				24,557,295
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金				
会報印刷代、送料他	85,760			
月例会講師料	27,000	112,760		
未払消費税		30,200		
仮受金				
会費等の誤入金分		20,000		
前受金				
翌年以降分の会費		100,000		
預り金				
講師料、手当に係る源泉徴収税		209,988		
流動負債合計			472,948	
負債合計				472,948
III 差引 期末正味財産合計額				24,084,347

平成18年度特定非営利活動に係る事業会計 貸借対照表

平成18年12月31日現在

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

第5期

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金預金	21,553,144	未払金	112,760
未収入金	1,954,000	未払消費税	30,200
前払費用	0	仮受金	20,000
流動資産合計	23,507,144	前受金	100,000
		預り金	209,988
固定資産		流動負債合計	472,948
器具備品	456,271	正味財産の部	
ソフトウェア	142,800	前期繰越正味財産	26,957,733
敷金	451,080	当期正味財産減少額	2,873,386
固定資産合計	1,050,151	正味財産合計	24,084,347
資産合計	24,557,295	負債及び 正味財産合計	24,557,295

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却

器具備品は定率法、ソフトウェアは定額法により、帳簿価額を直接減額している。

(2) 資金の範囲

資金の範囲は、現金と流動性預金している。前期末及び当期末残高は、下記2に記載した通りである。

(3) 消費税に関する会計処理方法

税抜方式によっている。なお、控除仕入税額は、消費税法第60条第4項により特定収入に係る課税仕入れ等の税額のみを控除している。

2. 次期繰越収支差額の内容

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	26,661,134	21,553,144
合計 (イ)	26,661,134	21,553,144
固定性預金	0	0
合計 (ロ)	0	0
次期繰越収支差額 (イ) - (ロ)	26,661,134	21,553,144

3. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次の通りである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	1,682,950	1,226,679	456,271
ソフトウェア	357,000	214,200	142,800
合計	2,039,950	1,440,879	599,071

平成18年度 特定非営利活動に係る事業会計 事業予算・実績表

平成18年1月1日から平成18年12月31日まで

特定非営利活動法人日本システム監査人協会

第5期

(単位:円)

科 目	予算		実績		差引 (実績-予算)
		(細目)		(細目)	
I 収入の部					
1 入会金・会費収入	10,700,000		10,914,000		214,000
入会金収入		200,000		169,000	△ 31,000
会費収入		10,500,000		10,745,000	245,000
2 事業収入	15,120,000		17,065,140		1,945,140
普及・啓発、広報事業		120,000		0	△ 120,000
研究・研修事業		11,000,000		13,381,740	2,381,740
認定事業		4,000,000		3,683,400	△ 316,600
3 寄付金収入	0		0		0
4 収益事業からの繰り入れ	0		0		0
5 その他収入	2,001,000		882,700		△ 1,118,300
支部収入(会場費等)		2,000,000		848,223	△ 1,151,777
雑収入		1,000		34,477	33,477
当期収入合計(A)	27,821,000		28,861,840		1,040,840
II 支出の部					
1 事業費	23,000,000		22,703,769		△ 296,231
普及・啓発、広報事業費		8,000,000		7,416,667	△ 583,333
研究・研修事業費		11,000,000		10,953,912	△ 46,088
認定事業費		4,000,000		4,333,190	333,190
2 管理費	9,900,000		8,656,182		△ 1,243,818
什器備品費		300,000		418,215	118,215
通信費		400,000		219,212	△ 180,788
交通費		600,000		968,766	368,766
消耗品費		400,000		321,893	△ 78,107
事務所運営費		1,300,000		1,295,338	△ 4,662
会計業務委託費		500,000		504,000	4,000
会議費		800,000		513,654	△ 286,346
支部運営費		3,500,000		2,112,728	△ 1,387,272
(支部助成金)		(1,500,000)		(1,643,000)	(143,000)
事務局手当て		1,700,000		2,008,440	308,440
雑費		400,000		293,936	△ 106,064
3 予備費	100,000		0		△ 100,000
4 減価償却費	510,000		345,075		△ 164,925
5 租税公課	250,000		30,200		△ 219,800
当期支出合計(B)	33,760,000		31,735,226		△ 2,024,774
当期支出差額(A) - (B)	△ 5,939,000		△ 2,873,386		3,065,614
前期繰越収支差額(C)	26,957,733		26,957,733		
当期繰越収支差額(A) - (B) + (C)	21,018,733		24,084,347		3,065,614

2. 平成18年度 収益事業会計

平成18年1月1日から平成18年12月31日まで
特定非営利活動法人日本システム監査人協会

今年度については収益事業に係る収入・支出はありません。

3. 平成18年度 会計監査報告

平成19年1月27日

特定非営利活動法人
日本システム監査人協会
会長 鈴木 信夫 様

特定非営利活動法人
日本システム監査人協会

監事

勝田 敦彦 (印)

監事

中尾 宏 (印)

平成18年度監査報告書

私たちは、特定非営利活動法人日本システム監査人協会の平成18年1月1日から平成18年12月31日までの第5期会計年度の計算書類、すなわち収支計算書および貸借対照表について監査を行った。

監査の結果、上記計算書類は特定非営利活動法人日本システム監査人協会の平成18年12月31日現在の財政状態および同日を以って終了する会計年度の収支状況を適切に表示しているものと認める。

以上

平成 19 年度 事業計画 (案)

1. 本部

1. 全般

平成 19 (2007) 年度は、特定非営利活動法人 (NPO 法人) の第 6 期であり、任意法人時から数えれば 19 年目にあたる。

外部状況も、J-SOX 法対応など、大きく変化している。システム監査人のあり方、さらには協会のあり方はどうあるべきかを改めて問い直しながら行動していく必要があると考えられる。

具体的には、今までの諸活動を別項のように継続し、さらに次の事項に重点的に取り組む。

- ・公認システム監査人制度の充実
- ・韓国、中国の関連団体との連携、
- ・次年度に控える協会 20 周年記念事業の準備

(1) 公認システム監査人認定制度の充実

継続教育申告では、申告方法の簡略化を実施する 1 年目である。運用実績を見て、さらに必要な施策があるかどうかを検討する。

①公認システム監査人のさらなる社会的認知を目指す。

②年 2 回春秋の公認申請の募集を継続する。

- ・春期 2, 3 月募集、4, 5, 6 月認定
- ・秋期 8, 9 月募集、10, 11, 12 月認定

③継続教育セミナーの年 2 回実施を目指す。

(2) 韓国システム監理協会との連携

社団法人韓国システム監理協会との活動連携を継続する。

(3) 中国科学院計算技術研究所との連携

中部支部を中心にした中国科学院計算技術研究所等との連携に、本部としても取り組む。

(4) 20 周年記念事業の準備

引続き、20 周年記念プロジェクトの活動を継続し、「システム監査、これからの 10 年」を共通スローガンとして、イベント、成果物を全組織として考えていく。

2. 教育研修委員会

本年度も前年同様、特別講習認定機関に認定コースを委託により実施する。

(1) 論文・プレゼンテーションコース (1 日コース)

実施回数予定： 東京 4 回、大阪 1 回 計 5 回
 実施時期予定： 1 月～6 月 3 回、7 月～12 月 2 回
 受講者予定： 20 名

(2) システム監査に関する知識コース (2 日コース)

実施回数予定： 東京 6、大阪 2 回 計 8 回
 実施時期予定： 1 月～6 月 4 回、7 月～12 月 4 回
 受講者予定： 50 名

(3) 情報システムに関する知識コース

実施回数予定： 東京 1 回、大阪 1 回 計 2 回
実施時期予定： 1 月～6 月 1 回、7 月～12 月 1 回
受講者予定： 10 名

(4) コース運営管理について

委託機関に対して、公認システム監査人応募締め切りに余裕を持って間に合うようなコース開催スケジュールを設定するように指導する。

3. 会報**(1) 今後の活動計画**

①特集が好評です。継続して編集できるよう目指しています。

理事会議事。月例研究会、研修会の報告。支部の活動報告。会員紹介などの定例テーマに加え、会員投稿エッセイや投稿論文を増やしていきたいと考えていますので、会員各位の積極的な投稿を期待しています。

②実務に有益な会報を目指し、活動報告と掲載論文の募集を継続します。

③次年度は 20 周年記念行事を盛り上げ、これまで以上に外部への広報にも活用できるような編集方針で臨みたいと考えます。

・内部統制の活動が広まるので、監査に関心を持つ対象者は増えると予想される。会員向けの広報誌としてだけでなく、会員が監査に関する活動を説明する、研究会活動に参加していない会員が活動することを支援する内容を織り込んでいきたい。(例：論文より軽いエッセイ風の記事編集)

・会報というメディアを利用して、論文の腕を磨くよう方向付けしたい

・外部への広報アピールや、論文投稿の力をつける機会を多く提供したい

(2) 2007 年会報の特集計画

2007 年体制では、会報編集会議を開催して、特集方針と編集担当の分担を調整します。従来の特集に加え、公認システム監査人活動、日本版 SOX 法や会社法改正に伴う企業の業務プロセスへの活動などを通じて、20 周年記念行事を目標に、特集を調整していく見込みです。

①「20 周年記念特集号」を発行する

日程 記念日前後に企画する

会報としても 100 号とタイミングが一致する可能性もある

できれば発行タイミングを合わせて、今後の活動発展を支援したい

テーマ

1) 各部会活動

2) 部会に参加していない会員に投稿を呼びかける

テーマの選定や特集の組み方は、記念企画に沿うよう検討する

3) 会報独自のテーマを考慮する

②「20 周年記念に向けて準備号」を発行する

日程 準備号は、各部会活動の進捗と活動報告を確認して発行する

4. 月例研究会

(1) 月例研究会の開催回数について

平成 18 年度は、年間 8 回の研究会を開催した。

平成 19 年度も年間 8 回の開催を予定したい。

(2) 各回のテーマ／講師について

・引続き会員の興味を引く、鮮度のよいテーマの選定に努めたい。

・また、分野については特定分野に偏らずバランスよく選定していきたい。

・講師については、今年度も官公庁・外郭団体、民間、大学及び当協会関係者のバランスを考慮し

ていきたい。

5. 法人部会

(1) 会員の拡大

- ・平成18年度は3社が新規に法人正会員になられた。引き続き、法人正会員の増強に向けた活動を行う。具体的には、システム監査企業台帳登録企業をはじめ、システム監査に係わりの深い企業に対しての入会案内の送付を行う。
- ・それにも増して、法人部会、さらには当協会の活動成果のアピールが会員増強につながると考えている。

(2) 自治体向け情報セキュリティセミナーの実施

- ・実施実績を上げるべく、セミナーの内容の充実、実施事例のアピールなどによって、自治体の関心を喚起する。特定の自治体に直接アプローチすることも検討する。
さらに、自治体だけでなく民間企業へのアプローチも検討する。
- ・このセミナーをきっかけにして、自治体へのビジネス機会の創出にも繋げたい。

(3) 20周年記念事業への参画

- ・当協会の設立20周年記念事業の企画が進められているが、法人部会として、記念事業に参画、協力する。20周年記念事業プロジェクトと協同で活動を計画、実施する。

(4) 会員同士の情報交換

- ・システム監査のビジネス化
- ・システム監査、内部統制および情報セキュリティを取り巻く状況

(5) 定例部会

- ・月1回開催する。

6. CSA 利用推進

(1) 今後の活動計画

- ・2年目を迎え、より実践的な取り組みを行い、CSAのプレゼンスと社会的な評価や価値を高め、特に実効を挙げることを目標とする。利用推進担当理事を主体にした会合も引き続き開催するが、CSAの方々から意見や要望を受ける場も作る。前年度に行った認定カード、パンフレット、入札要件の追加記載の依頼等に対する継続フォロー、普及、周知、定着化を引き続き行う。新しい取り組みはCSAの方々の相互研鑽と情報共有の場として、メーリングリストを活用したメルマガやHPの活性化を検討し実施する。また合わせてCSAを対象にした講演会やセミナー、研究会等も検討する。さらにCSAを広く社会に知ってもらうためにCSAに関係した実務書の出版も複数の筆者を募りながら進めたい。
- ・活動は利用推進担当理事の月1回程度の会合と、広くCSAの方々にも参加を要請する場を作る。また会報担当やHP & メーリングリスト担当、月例会担当、CSA認定委員会、SAAJ事務局等との連携や協力を取って進めていく。

7. システム監査事例研究会

(1) システム監査普及サービス

計2回/年実施を目標に、協会ホームページで監査の受診希望企業・団体を募集。別途、必要な営業活動を行う。

(2) システム監査実務・実践セミナー

公認システム監査人制度の教育制度の一環として、昨年同様システム監査実務セミナー4日間

コース及びシステム監査実践セミナー2日間コースを各々2回、合計4回開催したい。システム監査未経験の会員及び公認システム監査人補にシステム監査実務を経験する機会を提供してゆきたい。

具体的な開催計画は、以下の通り。

①第9回システム監査実務セミナー4日間コース

2007年3月24日(土)、25日(日)、3月31日(土)、4月1日(日)

(於：千葉市幕張)

②第10回システム監査実務セミナー4日間コース

9月開催予定(於：千葉市幕張)

③5月及び11月 システム監査実践セミナー(2日間コース)

春・秋の2日間の実践セミナー2日間コースは、地方支部と共催することも含め開催場所を検討したい。

(3) 内部統制セミナー

本年から4回/年開催を目標に、ITの全般統制に焦点をあてた内部統制セミナーを開催する。また、このセミナー教材の改良を通じて、協会の20周年事業へ提供できる成果物を作成していきたい。現在開催が決定しているセミナーは、以下の通り。

①第1回 2月3-4日

②第2回 2月17-18日

内部統制セミナー2日間コース 於：千葉市幕張 OVTA

(4) システム監査事例研究会からの情報発信

SAAJのホームページ上に、事例研究会の活動状況及び活動実績を広報、宣伝するために、継続的に情報発信を行なうこととしたい。事例研究会の中にホームページ担当部会をおき、昨年後半から具体的な改善改良作業に着手しており、本年も継続的に活動していきたい。

(5) 企業と連携したシステム監査サービスの提供

公認システム監査人紹介制度を活用し、一部企業と連携し、事例研究会の公認システム監査人が中心となって「システム監査サービス」及び「内部統制セミナー」を有償で提供することを具体化していきたい。

8. 情報セキュリティ監査研究会

(1) 活動計画

18年度の延長になる次の検討を進める。

『情報セキュリティ監査のためのリスクの洗出し

およびその分析、監査における監査ツールの利用』の一般化、普及

(2) 平成19年研究会研究項目

①情報セキュリティ監査基準の監査に関する情報・ノウハウの共有

②情報セキュリティ監査基準を利用する「基準ツール」の充実を図る

成果としては、「リスクの洗出しおよびその分析、監査ツールの利用」について一般の方々(=当協会に所属していないなど専門家で無いの方々)を意識した分かりやすい、使いやすい形でまとめることにしたい。

(3) 展開方法(案)

検討したリスクの洗出しモデルをツールに展開する方法として、Wikiサーバをレンタルし、そこにおいたXMNベースの閲覧ツールを利用する。このツール上に展開させたJISQ27001(*1)を軸に、いくつかの業務分野に関するリスクの洗い出し結果を、方法と共に展開する。

(*1)JISQ27001: 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項)

9. システム監査基準研究会

(1) 研究項目

- ① 日本版 SOX 法とシステム監査基準
- ② SAAJ システム管理基準体系案作成

(2) 研究会項目

- ①日本版 SOX 法からみたシステム管理基準（コントロール）、情報システム監査実践マニュアルの監査ポイント（サブコントロール）等の見直し版の作成
- ②①の成果についての外部PR活動の実施
- ③①も含めた SAAJ システム管理基準体系案を作成し、今後本研究会で進めていく全体像を検討する。

(3) 定例研究会

- ・月1回開催する。

(4) 20周年記念事業への参画

- ・当協会の設立20周年記念事業の企画が進められているが、本研究会として、記念事業に参画、協力する。20周年記念事業プロジェクトと協同で活動を計画、実施する。

10. 個人情報保護監査研究会

システム監査人の活動分野の一つとして、個人情報保護監査を担える人材の育成と、活動の場を確保すべく、研究と実践を推進する。

- (1) 出版物「個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル」の内容の深化・充実及び普及を図る
- (2) 個人情報保護管理者／監査責任者の育成セミナーを推進する
後援団体の拡大を図る
希望があれば、支部のある地域でも開催する
- (3) 推薦制度を利用して個人情報保護マネジメントシステム構築・運用を行う事業者の支援を行う
- (4) システム監査普及サービスを利用して、個人情報保護内部監査を行う事業者の支援を行うとともに個人情報保護監査人の育成を図る（事例研究会に依頼）
- (5) 個人情報保護に関する提案・提言の研究

11. 20周年記念事業準備PT

前年度に立案した20周年記念事業の基本計画に則り、20周年記念事業推進PT主導の施策を具体化し、また各部会・委員会・PT・支部計画の実現支援を図り、20周年記念事業計画の円滑な達成を図る。

II. 北海道支部

1. 定例研究会・勉強会実施

研究会は、テーマを決めて隔月で実施する。基本的に支部員が持ち回りで講師を務める。また、本部より送付される月例会のビデオテープを上映する勉強会を隔月で実施する。

2007年は20周年事業がメインテーマとなる

2. 講演会の実施

年に1度、外部より講師を招いて講演会を実施、広く一般に公開する。他団体との共催により聴衆を増やし知名度を高めるとともに、広く交流を図る

3. システム監査の実践

北海道でのシステム監査普及サービスを試行する。また北海道でのシステム監査ビジネスの普及に向けての調査を行う

4. 広報

支部活動について対外的な広報、および支部員勧誘を行う。

対外的な広報に関しては、協会のホームページの北海道支部のコーナーを充実させる

5. メーリングリストによる連絡

支部メーリングリストにより、支部員間の連絡および情報交換を行う

III. 東北支部

1. 協会 20 周年記念事業

- (1) 東北各県、特に宮城、山形、福島等で開催される IT 関係の大きな展示会で、協会としてブースをたてて、協会およびシステム監査に関する展示を行う。
- (2) HP 作成を外部委託し広報活動を充実させる。
- (3) 予算 ①展示会出展 → 30万×3(会場) = 90万
(予算上厳しい場合は、仙台での開催のみとする)
②HP整備 20万程度(協会のサーバに間借り)
- (4) 責任者 鈴木実支部長
1月の総会にて委員会(部会)を立ち上げ実行委員を決定する。
- (5) その他
今後、上記の案を元に、更にブラッシュアップしていく予定。

2. 定例研究会

- ・メーリングによる参加を考慮した定例会を2ヶ月に1回程度開催する。
- ・毎回、会員による活動事例発表を講演する。
- ・開催場所は仙台市の他、各県での開催を検討しつつ運営する。
- ・昨年の勉強会を継続し、SOX 法についても実施する。

3. 広報活動

- ・経済産業省推進プロジェクトである「東北 IT 経営応援隊」、各県の IT コーディネータ組織との連携を図り、当協会東北支部の広報宣伝活動を強化する。
- ・協会ホームページの支部便りを活用し、特に、東北支部地域へのシステム監査に関する情報の発信を行う。

4. 会員増強

- ・公認システム監査人の特別講習受講対象資格保持者(システム監査、アナリスト、など)、IT コーディネータ、中小企業診断士を対象に会員加入を推進する。
- ・特に、特認を利用し IT コーディネータから公認システム監査人、公認システム監査人から情報セキュリティ監査人の資格を得られること。IT コーディネータの資格維持として必要な継続ポイント取得に、公認システム監査人の更新手続きが追加された。これらの要件をインセンティブとして、IT コーディネータからの公認システム監査人への資格取得促進を強化する。

5. 公認システム監査人特別認定講習の開催促進

- ・IT コーディネータから公認システム監査人(補)の資格取得促進を図るため、仙台市での特別認定講習実施に向け活動する。

6. システム監査普及サービスの実施

- ・昨年度は、協会本部の事例研のシステム監査普及サービスに支部員3名が参加し、実際のシステム監査を経験することができた。今年は、更に会員がシステム監査を体験できるように、システム監査普及サービス対象企業を募り、事例研究会と共同開催を目指す。

7. 個人情報保護法に対応する支援、内部監査など

- ・システム監査普及の一環として、個人情報保護法の遵守のための構築支援・内部監査支援の促進を図る。
- ・また、Pマーク又はISMS認定取得に関する支援を実施する。

8. 講演会の実施

- ・例年通り、東北各県のIT関連機関およびITC東北など他団体との共催を含めた講演会を実施する。

IV. 北信越支部

1. 本年度の目標

SAAJ20周年記念を迎え、会員の能力向上と支部の技術基盤向上を目指します。

- ・研究チーム発足によるシステム監査の技術基盤の向上。
- ・本部、他支部との交流による知識、技術力の向上。
- ・プレゼンテーション能力の向上。

2. 活動計画（予定）

- ・1月中 研究チーム発足
- ・2月中 研究テーマ決定
- ・3月17日 平成19年度総会 <テーマに沿った講師予定>
- ・5月中 西日本支部研究会予定（九州支部幹事）
- ・6月16日 富山県例会 <テーマに沿った講師との勉強会>
- ・9月15日 新潟県例会 <テーマの部分プレゼン内容確定>
- ・12月8日 石川県例会 <論文、プレゼン内容完成>
以降、論文、パワーポイントの成果物の完成

3. 支部役員（平成19年1月1日時点）

支部長（森広志（富山））、副支部長（白井正（新潟）、梶川明美（富山））
 会計（坂井敏之（富山））、理事（伊藤祐太郎（富山）、松原一彦（石川））
 県部会長（角屋典一（福井））、宮本茂明（石川）、竹村徹也（富山）、
 風間一人（新潟）、堀明雄（長野）、書記（尾島純子（富山））、
 監事（高瀬清春（富山））

V. 中部支部

1. 活動方針

- ・中部支部内会員、およびの継続的な相互研鑽・交流を図る。
- ・中部支部以外の地域や団体との人材交流を積極的に展開していく。

2. 活動体制

2006年体制を一部見直す予定。

3. 活動内容

- (1) 例会
- (2) 各種イベントの企画（合宿、西日本合同研究会への参加など）
- (3) その他（詳細検討中）
 - ・SAAJ中部支部活動についての意見交換（社会貢献、他）
 - ・メーリングリスト等を通じた会員の相互交流、情報提供
 - ・中部支部運営ルールの確立・明文化 等

VI. 近畿支部

1. 活動方針

- ・本年度を2008年度の支部20周年記念行事に向けた準備のための年と位置づけ、支部活動を進める。
- ・支部20周年を契機として、更なる支部活動の活性化を図る。

2. 支部体制（敬称略）

(1) 支部役員

- ・支部長 吉田 博一
- ・副支部長 片岡 学（会計担当） 喜多 陽太郎 浦上 豊蔵
- ・監事 福德 泰司

(2) サポーター

- ・実践セミナー担当 岡谷 亨
- ・近畿支部20周年記念シンポジウム担当 津田 圭司
- ・近畿支部J-SOX研究会（仮称）担当 京阪 昌彦
- ・他に中谷、安本、筆島、山田、土出、松井、福德、藤野、川端、芹生、神尾、逢坂、小山、梅原、津田（博）、深田たちのサポーター各位の協力を得て、支部活動を行う。

3. 【20周年プレ記念行事】定例研究会活動

- ・従来と同様、隔月（奇数月の第3金曜日）にて年間6回開催する計画。
- ・講師の選定については、過去の支部長や支部活動を盛り上げて頂いた方に依頼を予定している。
- ・20周年記念事業として、講演録の発刊を検討中。

4. システム監査勉強会

- ・本部定例研究会のビデオによる勉強会で、平成17年度より実施した。
- ・定例研究会の開催されない月（偶数月の第3土曜日）で、年間6回予定。

5. セミナー活動

(1) システム監査基礎セミナー

システム監査の普及・啓蒙のためのセミナーを年2回開催予定。

(2) 公認システム監査人継続教育対象セミナー

タイムリーなテーマを選定して、年1回開催予定。

(3) 支部合同研究会（近畿・中部・北信越・中四国支部・九州支部）

幹事の九州支部に協力し、支部間のネットワークを拡げるイベントとしたい。

(4) システム監査実践セミナー

中小企業のシステム監査の模擬監査として、開催予定。

6. システム監査普及サービス

- ・システム監査の普及と実践例の蓄積のために、積極的な広報活動と体制整備につとめる。

7. 支部運営体制について

- ①定期的な総会の開催
- ②理事の業務分担の見直し・再配置
- ③支部ホームページの開設
- ④各活動のサポーターの組織化

8. 支部20周年記念行事について

2008年3月の支部20周年を記念して次の行事の実施の準備を行う。

- (1) 近畿支部20周年記念シンポジウム（講演＋パネルディスカッション）
2008年7月に開催予定。
- (2) 近畿支部J-SOX研究会（仮称）

近畿支部 20 周年記念シンポジウムで発表できるよう支部の中からメンバーを募り、研究会を行い、成果物をまとめる。

(3) 西日本支部合同研究会

開催支部と協力して、研究会を行う。

VII. 中四国支部

1. 本年度の目標

- ・ J-SOX (内部統制) 関連業務について実務的な情報交換の場を提供する。

2. 活動計画

- ・ 月例会の実施 (原則、毎月)
- ・ 月例研究会のビデオ視聴
- ・ その他、情報交換 (特に J-SOX 関連業務)

3. 支部役員 (平成 19 年 1 月 1 日時点)

中四国支部長代理

兼会計担当

清野 敏弘

副支部長

磯辺 靖國

監事

福田 陽一

事務局

西村 隆

広報担当

永井 好和

VIII. 九州支部

1. 活動計画

- (1) 月例会の開催 原則月 1 回の月例会を継続する。
- (2) イベント企画・推進
 - ① SAAJ20 周年記念事業の推進
 - ・ 20 周年記念西日本支部合同研究会への参加 (2008 年)
 - ・ 九州支部研究レポート集作成 (2007 年中)
 準備委員 (中溝、船津、平山 (克)、福田) を設置し、成果物の方向性を検討する。
 - ②九州支部 200 回記念月例会の開催 (2007 年 5 月予定)
 - ③西日本支部合同研究会の九州開催 (2007 年中)
 支部長が取りまとめ、窓口として具体的な内容を検討する。
- (3) 他団体との合同セミナー、外部向けセミナー等の企画・開催
 - ・ 鹿児島県、大分県、沖縄県、福岡県 (実績あり) に加え、平成 19 年は長崎県開催を検討する。
- (4) 関連他団体との連携、情報発信の活発化
- (5) メーリングリストによる情報・意見交換の一層の活発化

2. 役員体制

(方針)

- ・ 20 周年記念事業準備委員を設置した。

(役員体制)

支部長 福田啓二

副支部長 中溝統明

会計	松嶋 敦		
会場	木下一朗		
書記	鶴岡 通	鞍馬忠志	平山克己
H P	美田佳奈		
監査	船津 宏		
顧問	守田昭彦	行武郁博	
20周年記念事業準備委員	中溝統明	船津 宏	平山克己
地区	大分県	藤平 実	
	長崎県	平山克己	
	鹿児島県	山下博美	
	沖縄県	井海宏通	

平成 19 年度 予算 (案)

1. 平成 19 年度 特定非営利活動に係る事業会計 事業予算科目案

平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日まで
 特定非営利活動法人日本システム監査人協会
 (単位:円)

科 目		備 考
I 収入の部	(細目)	
1 入会金・会費収入	10,900,000	
入会金収入	200,000	
会費収入	10,700,000	
2 事業収入	16,784,000	
普及・啓発、広報事業	0	広告料
研究・研修事業	13,184,000	月例研、セミナー、継続教育、特認
システム監査人の認定事業	3,600,000	認定料、登録料、更新料
3 寄付金収入	0	今年度は特に予定せず
4 その他の事業からの繰り入れ	0	今年度は予定せず
5 その他収入	501,000	
支部収入(会場費等)	500,000	支部研修収入等
雑収入	1,000	
当期収入合計(A)	28,185,000	
II 支出の部		
1 事業費	25,015,000	
普及・啓発、広報事業費	7,540,000	会報、ホームページ、広告宣伝、パンフ、国際交流、20周年準備
研究・研修事業費	12,975,000	各研究会、分科会、講師料、図書費
システム監査人の認定事業費	4,500,000	認定員手当て、認定票作成費
2 管理費	11,614,000	
什器備品費	300,000	P C
サーバー等	2,000,000	会員管理用サーバー、ソフト等
光熱水費	0	
通信費	250,000	
交通費	960,000	
消耗品費	400,000	

事務所運営費		1,300,000	事務所賃貸料
会計業務委託費		504,000	
会議費		600,000	総会費、理事会、他
支部運営費		2,000,000	支部研修会場費等
(支部助成金)		(1,500,000)	
事務局手当て		3,000,000	
雑費		300,000	
3 予備費	100,000		
4 減価償却費	350,000		
5 租税公課	30,000		
当期支出合計 (B)	37,109,000		
当期支出差額 (A) - (B)	-8,924,000		
前期繰越収支差額 (C)	24,084,347		未収入金含む。
当期繰越収支差額(A)-(B)+(C)	15,160,347		

2. 平成 19 年度 その他の事業会計 事業予算科目案

平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人日本システム監査人協会

本年度は当該その他の事業を計画しておりません。

中四国支部理事改選の件

辞任理事： 高田 裕史

就任理事： 溝下 博 (勤務先：みすず監査法人)

第 125 回月例研究会報告

No.264 三橋 潤

日時：2006年11月30日(木) 18:30~20:30
 場所：中央大学駿河台記念館 281号会議室
 演題：「IT サービスマネジメント (ISO20000) の概要と事例から学ぶ構築のポイント」
 講師：(株) IP イノベーションズ コンサルタント 津村正彦氏

講演の概要

ISO/IEC20000で規定されたITSMは、システム運用における課題を解決し、品質の良いITサービスを提供するものとして脚光を浴びている。加えて、日本版SOX法と絡めてIT全般統制の一つの方法としても注目を集めている。講演の概要は、

- I .IT サービスマネジメント (ITSM) とは
- II .内部統制におけるITSMの活用について
- III .ITSM 構築 / 運用のポイントについて

であるが、津村氏の実験の経験も数多くまじえて、ITSMの紹介から構築・運用する場合のポイントについて説明された。

講演の内容

1.IT サービスマネジメント (ITSM) とは -ITSM の紹介

1.システム部門の現状とITサービスとビジネスとの関係について

システム運用部門の現状を認識するならば、システム運用部門は、「経営層」、「利用者部門 / 顧客」、「外部環境」のプレッシャー (影響) を受けていると言える。経営層からはコスト削減、顧客満足度やサービス品質の向上、ビジネススピードへの対応等のプレッシャーがあり、利用者部門 / 顧客からは、業務変革への柔軟な対応、安定したITサービスの享受、適正コストで適正サービスの享受等のプレッシャー、外部環境からは、コンプライアンス、IT投資の可視化、内部統制、品質管理、技術革新等のプレッシャーがある。

これらのプレッシャーに答えなければならないものの、一方では、システム運用は、システムの複雑化やビジネス要求の多様化が進み維持 / 運用コストが増大している。これらの状況により、システム運用部門は、対応スピードの低下、サービス品質の低下、人材育成機会の減少等、謂わば、負のスパイラル状況となっており、システム運用部門、言い換えればITサービス提供部門は以下のようないくつかの課題を抱えている。

- IT サービス提供部門の課題
- ・品質向上・対応スピードの向上
 - ・スキルの偏り、陳腐化

- ・運用部門への低評価による士気低下
 - ・トップへの投資妥当性 / コスト削減
- ・利用者部門 / 顧客部門との意思疎通
- ・サプライヤの管理不徹底

これらの課題解決に一つの光がさしている。それはITILの活用であり、ISO20000の導入である。

2.ITIL の紹介

ITILは、ITサービスマネジメントのベストプラクティスを集めたフレームワーク (書籍群) である。1980年代後半に英国の政府機関が作成・文書化し、IT運用における実際の知識・ノウハウが集大成されている。「People (人)」、「Process (プロセス)」、「Products (製品)」、「Partners (パートナー) -ITIL Ver3で追加-」の「4つのP」が特徴であり、顧客へのビジネスにフォーカスした、世界におけるIT運用のベストプラクティスであり、IT運用のデファクトスタンダードである。

情報システム部門にとってITILを活用する事により、IT運用の課題に対して適切な実証された解決方法が判り、課題解決の期間や労力の低減、提供するサービス品質を数値化 (SLA) する方法の理解、IT運用の可視化方法が判る、など有効である。

ITILに関する出版物には、以下のようなものがある。

- ・Planning to Implement Service Management (サービスマネジメント導入計画立案)
- ・The Business Perspective (ビジネスの観点)
- ・Service Management (Service Support, Service Delivery)
- ・Infrastructure Management (ICTインフラ管理)
- ・Security Management (セキュリティ管理)
- ・Application Management (アプリケーション管理)

3.ISO/IEC20000 の紹介

ISO/IEC20000はITILをベースに規格化されたもので、PDCA、プロセスアプローチを採用し、ITサービスを効果的にデリバリし、継続的な改善を推進するための規格である。組織のITサービスマネジメントプロセスが効果的かを評価するための管理ルールのみとまとまりと言える。ISO20000は、以下の式で表す事ができる。

ISO/IEC20000には、以下の8つのプロセスグループと21のプロセスがある。

ISO/IEC20000=ISO9001+ITIL+ISO/IEC27001+予算管理(会計処理)

章番号	プロセス・グループ	プロセス
3	マネジメントシステム要求事項	①マネジメントの責任 ②文書化の要求 ③能力、自覚、トレーニング
4	サービスマネジメントの計画及び導入	①計画 (Plan) ②実施 (Do) ③監視 (Check) ④改善 (Action)
5	新規サービスまたはサービス変更の計画及び導入	①新規または変更サービスの計画立案及び実施
6	サービスデリバリアプロセス	①キャパシティ管理 ②サービスレベル管理 ③情報セキュリティ管理 (ISO27001 を引用) ④サービス継続性及び可用性管理 ⑤サービスの報告 ⑥ IT サービスの予算管理及び会計
7	関係プロセス	①事業関係管理 ②サプライヤ管理
8	解決プロセス	①インシデント管理 ②問題管理
9	コントロールプロセス	①構成管理 ②変更管理
10	リリースプロセス	①リリース管理

4. 企業の IT サービスマネジメントへの取り組みと導入効果について

IT サービスマネジメントの取り組みは、ITIL によるアプローチと ISO/IEC20000 によるアプローチがあるが、ITIL はベストプラクティス中心型で現場の意思を中心としたボトムアップ型であり、ISO/IEC20000 は規格中心型で経営の意思を中心としたトップダウン型である。企業の抱える課題や導入目的に見合ったアプローチを選択するのが良い。

IT サービスマネジメントの導入効果としては、経営と IT サービス提供部門間のギャップ軽減、顧客やサプライヤとのリレーションシップ向上、IT サービス品質の継続的な改善体制の構築と長期的なコスト削減、対外的な信用度の増大などが挙げられる。

5.IT サービスマネジメントを取り巻く環境について

IT サービスマネジメントを取り巻く環境について、歴史的な考察を行うと、itSMF-Japan の設立により ITSM が普及し ITSM の活用度が高まり、また、アウトソーシングの普及により ITSM の浸透度が深くなったと言える。活用度・浸透度の向上により、IT サービスマネジメントに、以下のような変化が表れている。

・管理項目：「IT 稼働監視、JOB 自動運転

中心」から「資源有効利用とサービスレベル」
・要員：「精鋭ではない、外部委託型」から「訓練された技術力とマネジメント力」
・目標：「安定稼働やコスト削減」から「経営直結型 IT マネジメント」

尚、ISO/IEC20000 認証取得企業は、日本において 2006 年内に 20 組織弱が取得に向け準備中であり、2007 年以降も拡大傾向である。IT サービスマネジメントの歴史を簡単にまとめると以下となる。

- ・2003 年 6 月に itSMF-Japan 設立
- ・2004 年 12 月 BS15000 の日本での認証開始
- ・2005 年末 ISO20000 化
- ・2006 年 4 月 JIPDEC による「ITSMS 適合評価制度」の立ち上げ

II . 内部統制における ITSM の活用について

1.IT 統制の構築における ITSM の活用について

内部統制における IT 統制環境の整備・構築段階では、業務記述書/業務フロー図/業務手順書等の作成やリスクコントロールマトリックスによるリスク評価、情報システムの整備、業務アプリケーションの改修等多くの整備・構築作業を実施しなければいけない。

このような活動を As is (現状) をベースに行うと、義務を果たすだけの仕組みつくりとなる。IT 統制環境の整備・構築に加えて、課題の解決や改善を目指す (所謂 to be) ことが望ましい。

このためには、ISO20000/ISO27001/ISO15504を導入・活用する事も一つの方法である。業務の効率化やサービス品質向上を目指し、統制環境構築にITSMを活用する事をお勧めしたい。

2.ITSMによるIT全般統制の導入と運用の例について

ITSMによるIT全般統制活動には、次のような例が挙げられる。

- (1) 「管理体制の構築」、「規程の整備」、「システム開発管理」、「システム移行管理」、「システム運用管理」、「情報セキュリティ管理」等の整備には、ITILを取り入れ実施する。
- (2) 統制状況を管理するマネジメント手法には、ISO20000/ISO27001によりPDCAをまわす。
- (3) 監査証跡については、コンピュータフォレンジック、アクセスコントロール、CMDB等を活用。
- (4) 評価としては、COBITによる評価。
- (5) 活動証跡として、内部統制評価報告の基礎データが成果物となる。

上記のように、ITSMの仕組みがあって、運用されている状態をCobit等で監査することが本来であるが、いまや時間がないことを理由に、監査ポイントを把握し、逆にたどる状況になっている。この状況は今後のサービス品質や顧客満足の向上を考えると望ましいことではない。少しでもITSMの仕組みを導入していくべきである。

III .ITSM構築/運用のポイントについて

1.ITSM構築のポイントについて

ITSM構築すなわちISO20000認証取得迄のプロセスは以下の図1のようである。

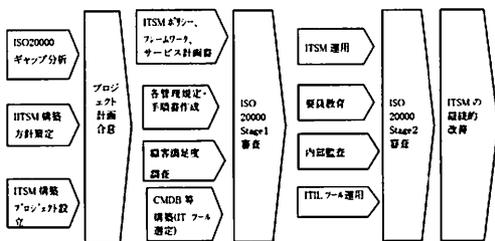


図1

ITSMの構築/運用におけるポイントについて、以下に説明する。

マネジメントサイクル (PDCA) の構造

マネジメントサイクルについては、組織全体のマネジメントサイクル (規格の3~5章-メインプロセスと呼ぶ) と、個々のプロセス (規格

の6~10章-サブプロセスと呼ぶ) の、マネジメントサイクルを複層化させ、連携させながら効率よく運用することが大事である。また、他のISO9001やISMS等との整合性も図り運用することも必要である。

ITSM計画とプロセスの目標例

Plan: サービスマネジメント計画の策定、プロセス毎の重要目標達成指標 (PKI) の設定

Do: サービスレベルマネジメント、予算マネジメント、キャパシティマネジメント、可用性マネジメント、変更マネジメント、構成マネジメント、リリースマネジメント、等

Check: プロセスオーナー会議、マネジメントレビュー

Action: 是正・予防処置プロセス

プロセスアプローチ

プロセスコントロールを円滑に行う事。この為には、従来の技術分野により組織化された体制を維持したまま、各々のマネジメントがプロセスオーナーを分担し、プロセスの意義を明確にするためにKPIを設定する事が望ましい。例えば、インシデント管理でインシデントあたりの処理工数と件数を把握し、サービス品質向上による原価の削減が判る仕組みを作るなどである。運用としては、プロセスオーナー会議を開催し、プロセスアプローチの推進を行うこと、従来の分野の業務量増減に対応できるようにサブオーナーを設定することも重要である。

サービスレベル管理

顧客ビジネスの円滑な遂行のためにSLA (Service Level Agreements) を締結して遵守する必要がある。ポイントとしては、顧客との間で提供するサービスの内容、役割分担をきっちりと定め合意する事が重要であり、サービス提供側もサービスカタログを作成しておく方法もある。SLAの合意において、サービス提供側は社内関連部署との取り決め (OLA: Operational Level Agreements)、サプライヤとの間で役割やサービスレベルの取り決め (契約) などを考慮して、サービスレベル目標の達成が可能であることを見極める必要がある。

インシデント管理と問題管理

障害や定形外のサービス要求や問合せ等の、サービス低下を招く可能性があるインシデント管理と、インシデントの原因を解明する問題管理をうまく分離させること。このためには、サービスデスク機能を充実させるか、サービスデスク機

能が無ければ、インシデント管理機能を集約し、インシデント情報の共有化を進める等の対応を行う。問題管理については、インシデントの傾向を調べるにより真の問題を顕在化させ、予防処置を行う事が重要な役割である。

2007年2月20日
 畠中道雄

第1回・2回内部統制セミナー報告

構成管理データベース (CMDB)

構成管理データベース (CMDB) は、構成管理、リリース管理、変更管理、インシデント管理、問題管理などの機能を統合的に持つデータベースであるが、その中でも、構成管理は ISMS における資産管理、あるいは企業における資産管理も含めて検討して有用な CMDB を構築し維持管理する事が重要である。また、CMDB 自体のアクセス管理も大切であり、CMDB の完全性を維持し、CMDB の監査方法も確立しておく必要がある。

2月3・4日(第1回)、2月17・18日(第2回)、幕張のOVTAにおいて事例研究会主催による当協会初の内部統制セミナーを開催した。1回・2回あわせて26名の受講者が、事例研究会が新たに開発したセミナーに参加した。

1. セミナーの企画にあたって

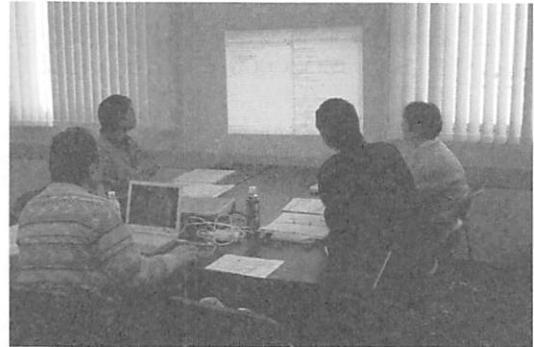
2.ISO/IEC20000 認証取得のポイント

最後にまとめとして、ISO/IEC20000 を観点を変えて認証取得のポイントから見て説明。参考資料であるが以下が紹介された。

1. 認証範囲 - 実際のシステム運用とあわせる
2. 手順化 - プロセス間の手順の明確化
3. 運用体制 - プロセスオーナー (管理者) の確実な認識
4. プロセスオーナー会議の定期的な開催 - PDCA
5. サービスマネジメント目標と各プロセスの KPI 設定
6. 従来のサービス方法との乖離の極小化
7. 経営者のリード
8. 審査会社との密な関係
9. 内部審査

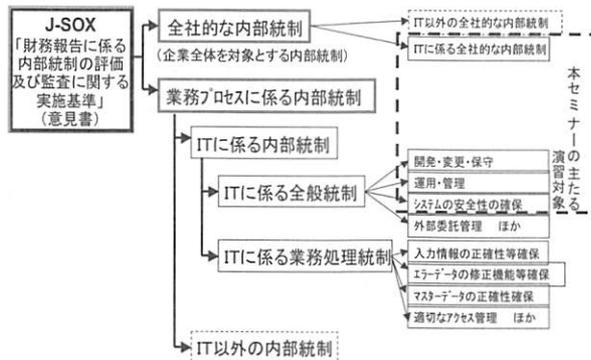
ITSM 構築 / 運用のポイントを中心に、津村氏の経験による事例紹介が数多く紹介され、非常に有益なセミナーであった。

以上



事例研究会では昨年10月から本セミナーの企画検討を開始したが、他のセミナーとの違いを明確にするためには、従来の実践・実務セミナーと同様、監査サービスの事例に基づくロールプレイングを取り入れたセミナー方式とすべきとの結論に至った。また、広範な内部統制のどの部分に焦点をあてるかについては、「全社的な内部統制のなかの IT に係る内部統制」、「業務プロセスに係る内部統制のなかの IT に係る全般統制」を対象とすることにした。内部統制の全体像のなかでの、本セミナーの対象範囲は下図の通り。

<内部統制の全体像と本セミナーの演習対象範囲>



2. セミナーの概要



本セミナーでは、上の範囲において、ITに係る内部統制の構築ポイントを、業務フロー図（業務記述

を含む）とリスクコントロールマトリクス（以下、RCM）を評価する模擬体験を通して学習してもらうこととした。本セミナーの到達目標は以下の通り。

- ①日本版SOX法の概要を理解する。
- ②ITに係る内部統制の構成、及びその内容を理解する。
- ③ITに係る内部統制の評価の視点を理解する。

また、依頼企業は次のような状況にあるものとした。すなわち、依頼企業は、日本版SOX法（金融商品取引法）、また会社法の施行に伴い、社内でのITに係る内部統制の整備、見直しに取組み中である。具体的には、CIOを中心に、ITに係る内部統制の整備、見直しのため、主要業務の業務フロー図、RCMを作成、当協会に対し、現在進めているITに係る内部統制の整備、見直し作業について評価の依頼をした。

受講者には、あらかじめ、依頼企業に関する資料やシステム運用手順書などを配付した。（これは従来の監査セミナーと同じ。）さらに、当日には、「ITに係る全社的な内部統制記述書」と、ITに係る全般統制の中の①ITの開発・変更管理、②システムの運用管理、③内外からのアクセス管理、に対応する「業務フロー図」と「RCM」を配付した。これらの資料をもとに、受講者はチームに分かれて、依頼企業のCIOや各業務の責任者に対し、監査人としてヒヤリングを行い、評価のための証跡を集める。最後に、評価結果を総括し、依頼企業に報告する、という内容のセミナーであった。

3. 受講者の期待と評価

すでに何度か実践・実務セミナーを受講された方も多く、また、本を読んだだけではわかりにくい内部統制に関して理解を深めたい、との受講目的の方もおり、ロールプレイングを取り入れた、他にないセミナー方式に対する期待の大きさを感じた。限られた時間内でのセミナーではあったが、受講者の皆さんが休憩時間を削って熱心に取り組まれた結果、教材作成時に想定した指摘事項については概

ね報告に盛り込まれた。

4. 今後の取り組み

内部統制の整備・評価と報告・監査については、実践的な教育のニーズが、今後さらに高まるものと思われる。このため、事例研究会では、受講者のアンケートを含めた本セミナーへの省察を踏まえ、教材やセミナー運営を見直していきたい。

以上

受講感想文

第一回

内部統制セミナーに参加して

No.1606 西原 留美奈

今回、日本システム監査人協会に登録して初めてのセミナー、システム監査技術者の資格を取得していないということ、また、受講前に送付されたテキストの分厚さに驚いたこともあり、受講当日はかなり緊張していました。果たして私が申し込んでよかったのか？などいろいろな想いが心の中をよぎりました。

今回改めて無理を承知で受講することに決めたポイントは以下の3点でした。

- ・内部統制の基本的な理解
- ・今回のセミナーで得られる内部統制に対する見方、考え方、知識が現業務に役立つという予測
- ・これから目指そうとする監査技術者としての訓練に役立つ

セミナーの進め方は内部統制に関する講義とその後各班に分かれてロールプレイ方式で例題の会社に対して内部統制に関する調査、提案を行うという形式で行われました。

現職では年齢も職業も違う人達と一緒に勉強できる機会はそう滅多にない、という事もありそのような方々と一緒に考えを出し合い、勉強できたということも副次的ではありますがとてもよかったです。

ヒアリング項目をまとめ、その役になりきった先生方に次々とヒアリング行いました。その時はたと気づいたのですが、セミナー前に渡された資料を読み込んでいたつもりだったのですが、実際になると何か所も抜けがあり、何でもっときちんと読み込んでこなかったのだろうと悔やまれました。（教材の会社とは言え、資料はかなりきちんとしたものであった事を終了後に読み返して改めて思いました。先生方の大変さがとてもよくわかるものです）

そして現状、提言をまとめ発表会です。どの班の発表も素晴らしく、自分では気づかなかった視点、発表の方法、まとめ方、とても感動しました。そして、先生方より総評を頂きましたが、ここでもまた重要な事、「何故それが必要なのか」を教えていただき、また改めて勉強になったと感じ入った次第です。

セミナーが終わってから、仕事の仕方がよりよく変わりました。

内部統制を考慮しながら、そして、皆様方からお教えいただいた考え方、視点、様々な要因を鑑みて行う事ができるようになりつつある事を実感しています。

先生方、一緒に勉強をした皆様、改めてありがとうございます。

第二回

内部統制セミナーに参加して

野澤功

この度は、2月17～18日に行なわれた第二回内部統制セミナーについての感想文を寄稿する機会を戴き、誠にありがとうございます。

私は、KCCS マネジメントコンサルティング株式会社 (KCMC) の経営情報システム事業部に所属し、基幹系統合パッケージシステムのお客様への導入を支援する仕事を担当させて戴いております。

KCMCは、京セラ株式会社の子会社である京セラコミュニケーションシステム株式会社 (KCCS) のアメーバ経営コンサルティング事業部が2006年4月に分離独立して設立された会社です。

KCMCでは、アメーバ経営をお客様に導入するコンサルティング事業を中心として、アメーバ経営を円滑に運営するための基幹系統合パッケージシステムの開発、導入コンサルティング事業、総合的な業務支援コンサルティング事業、及び、教育、出版事業を展開しています。

ご承知の通り、アメーバ経営は、京セラの名誉会長の稲盛和夫が考案した経営システムであり、以下の三つをその目的としています。

1. 市場に直結した部門別採算制度の確立
2. 経営者意識を持つ人材の育成
3. 全員参加経営の実現

(詳しくは、稲盛和夫著「アメーバ経営」をご参照願います。)

私がお客様への導入の支援を担当させて戴いている基幹系統合パッケージシステムは、「ザ・アメーバ」という名称で、アメーバ経営を強固に支援するためのパッケージシステムであり、受注生産、在庫販売、社内売買、購買、債権・債務、経理、採算表、固定資産、就業管理などのシステムから構成されています。

「ザ・アメーバ」は、「一対一の対応の原則」「ダブルチェックの原則」などの京セラ会計学(詳しくは、稲盛和夫著「実学」をご参照願います。)に基づき設計・開発された京セラの基幹システムの設計思想をパッケージ化したシステムとなっており、その根本には、名誉会長の稲盛の「社員に罪を犯させない仕組み」の考え方があります。

内部統制という言葉が無かった時代から、その

考え方を様々な業務や、システムに折込み、実践し、京セラの発展の基盤としてきたと言うことが出来ると思います。

私は、その様な内部統制の基本的な考え方を基に設計・開発されている「ザ・アメーバ」を、現在の内部統制の視点でどの様に評価ができるのか、ヒントを得るために、今回の内部統制セミナーを受講しました。

今回の内部統制セミナーの特徴は、昨今の一般的なJ-SOX対策用の業務フローチャート、業務記述書、リスクコントロールマトリックスの三点セットのドキュメンテーションの講習を目的とするのでは無く、d社からシステム監査人協会へのITに係る全般統制の内部統制の評価依頼をケーススタディとして、それらを評価する視点に重きを置いたセミナーである点でした。

セミナーは、内部統制の概要の講義から始まり、3～4名の三つのチームに分かれてのグループ討議、ロールプレイングで全社的な内部統制からの視点でのトップインタビュー、ITに係る内部統制からの視点での現場ヒアリングを行い、それらの結果を基に、内部統制報告書を纏め、d社の経営者、管理者、及び、担当者に対する報告を想定して、発表を行なうという内容でした。

グループ毎の発表では、我々のチーム内の議論では、議論にはあがったが取り上げなかった、サービスレベルアグリーメントや、コンテンツエンシープランなどを他のチームが深堀りしたり、また、我々のチームからは、他のチームでは指摘がなかった、d社内でのエンドユーザーコンピューティングが管理されていない状況を指摘しました。

この様に、グループ内の討議や、講師からのご指摘、及び、他のチームの発表の中から、大きな気付きや、異なる視点での発見が得られるセミナーでした。

今回のセミナーでの経験を生かし、全社的な内部統制、ITに係る内部統制、ITに係る業務処理統制の大きく三つの視点からアプローチし、「ザ・アメーバ」を内部統制の視点から再評価をし、さらに内部統制が整備された基幹系統合パッケージシステムにし、広く社会に受け入れられることにより、社会に貢献して行きたいと強く感じました。

今回ご一緒させて戴いた受講生の皆様、セミナーの教材の準備などでほとんど休暇も取れなかったという講師の皆様、この度は素晴らしい体験をさせて戴き、誠にありがとうございます。

今後ともよろしくお願い致します。

平成 19 年度第 2 回理事会議事録

日本システム監査人協会

1. 日時 平成 19 年 2 月 1 日 (木)
18:30 - 20:30
2. 場所 星陵会館 3F 会議室
3. 出席者 鈴木(信)、小野、橘和、鈴木(実)、
富山、蓮見、三谷、吉田(裕)、馬場、
金子、蒲ヶ原、斉藤、櫻井(憲)、桜井(由)、
竹下、仲、沼野、松枝、近畿支部:吉田
(博)、岩崎
委任者(欠席メールにて議決委任):木村、
須田、力、中山、原、片岡、大石、渡部、
森、若原

4. 議題

(1) 審議事項

- 1) 平成 18 年度事業報告(決算報告)の件
- 2) 平成 19 年度予算の件
- 3) 総会当日の役割分担の件

(2) 報告事項

5. 資料

- ①総会資料案 第 2 部会計報告及び会計監査報告(事務局)
- ②平成 18 年度予算・実績及び平成 19 年度予算(事務局)
- ③平成 19 年総会の役割分担(案)(事務局)
- ④公認システム監査人(CSA)を入札時の資格要件とする追加記載のお願い

(CSA 推進部会)

なお、19 年度総会資料について、事前確認のため、資料一式を事務局から各理事に対してメールで送付済み。(1 月 30 日)

6. 審議事項

- (1) 平成 18 年度事業報告(決算報告)の件
・平成 18 年度決算報告について、資料のとおり承認された。

・主な確認事項は、次のとおり。

- ①会計報告について特別記載事項はない。
- ②予算・実績の差異が大きいと思われるものの理由は明確である。
- ③部会の活動について、単年度赤字となった活動については、平成 19 年度の活動の見直しを図る。

- (2) 平成 19 年度予算の件

・平成 19 年度予算について、資料のとおり承認された。

・主な確認事項は、次のとおり。

- ①個人情報保護セミナーについては、平成 18 年度に赤字決算となったので、平成 19 年度の予算は、最低必要な範囲(東京開催 1 回)を見込む。

規模(開催回数)を拡大する場合は、収支の均衡が取れるようにする。

②細部の予算運用については、事務局と相談の上、調整を図る。

- (3) 総会当日の役割分担について

・資料のとおり決定された。

なお、総会当日の集合時間については、次のとおりとする。

1F 受付担当は、12 時 00 分 1F ロビーに集合

その他理事は、12 時 30 分 29F 大会議室に集合

(蒲ヶ原理事の指示に従って会場設営をする。また、総会終了後は会場片付けをする。)

7. 理事報告事項

- (1) 沼野(月例研究・二十周年記念事業)

①月例研究会は、例年 2 月から 4 月はお休みしているが、金融庁から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」が公表される見込みなので、可能であればそれに関するテーマで開催することも検討する予定である。

②20 周年記念事業準備 PT は、ほぼ内容が固まってきた。

2月5日に全体のまとめを行う予定である。基本は、出版及び講演会(地域を含む)である。

③北信越支部から本年度、講師派遣の依頼があるので本部で対応したい(会長)

・3月(セキュリティ監査関係)→セキュリティ研究会で対応(木村理事に一任)

・6月(システム監査関係)→実践マニュアル(J-SOX)研究会で対応(松枝理事に一任)

- (2) 馬場(事務局:総会準備)

①総会開催案内のはがきを発送した。

②総会資料(概説、定款変更案)をメールで配信するとともに、総会資料一式をホームページに掲載、会員に周知を図る。

- (3) 蒲ヶ原(会計)

1月27日に会計監査が行われた。固定資産及び物品の管理などの指摘を受けた。

- (4) 金子(会計:支払事務)

振込み手数料の低減を図るため Eバンキングに加入した。会計作業の改善が図られる見込み(振込人は、協会名である)

- (5) 竹下(会報)

①第 95 号は、近々配布される予定。

②特定郵便物として委託しているので、重量制限がない。会員あて資料があれば、有効に活用してほしい。

- (6) 齋藤(CSA 利用推進)

①本理事会資料③に示した内容を、協会のパンフレットと合わせ DM で発送した。

(首都圏:中央官庁 18 団体、市区町村 209 団体)

- ②近畿圏においても、発送済み。
- (7) 鈴木(実)(東北支部)
 ①1月27日、支部総会を開催した。
 (北海道支部長、九州支部長参加)
 ②20周年記念行事は、本部とタイアップして行う予定
 ③CSA利用推進パンフは、支部においても発送を検討する。
- (8) 橘和(推薦委員会)
 東京都関連団体から推薦依頼(複数名)があり、3名の方を推薦。
 先方で1名に絞る。
- (9) 松枝(J-SOX研究会)
 ①研究会の成果物は、評価してもらっている。内容は、実務のための資料であり、直接実施基準に反映されるものではないと考えている。
 ②パブコメについては、2/14に検討し、2/19に協会研究会名で提出する予定である。パブコメは、前①とは、切り離したものとなる。
- (10) 吉田(裕)(事例研)
 ①第1回内部統制に関するセミナーは、参加者16で当初の想定どおり。(2/3,4)
 ②第2回目の参加者は、11名とやや少ない状況にある。(2/17,18)
 ③実務セミナーは、3/24,25、3/31、4/1に実施する予定。
- (11) 小野(法人部会)
 資料発送に料金不足(10円)が生じ、不足分を切手で返却した。
- (12) 櫻井(憲)
 金融庁の公開草案に対するパブコメが集約されたが、大きな修正はなかった。また、IT関係については、ほとんどなかった。
 <参考:資料の入手方法>
 金融庁→企業会計審議会→第16回内部統制部会(資料1、資料2)
- (13) 吉田(博)(近畿支部)
 ①第100回定例研究会を開催
 日時:平成19年1月19日(金)
 18:30~20:30
 場所:国際カンファレンスプラザ会議室(大阪市中央区)
 テーマ:「内部統制の諸相」
 講師:木村安寿(当協会会員)
 参加者:51名
 ②第7回システム監査勉強会(予定)
 日時:平成19年2月17日(土)
 14:00~16:00
 場所:大阪市総合生涯学習センター第2研修室(駅前第2ビル6F)
 テーマ:「事業継続とシステム監査」についてSAAJ本部第123回月例研究会(2006/9/21開催)のVTRを視聴し、討議する。
- ③2007年度総会(予定)
 日時:平成19年2月17日(土)
 16:00~17:00
 場所:大阪市総合生涯学習センター第2研修室(駅前第2ビル6F)
 議題:2006年度活動報告及び2007年度事業計画について
- (14) 若原(中部支部) <メールで報告>
 2007年SAAJ中部総会および第1回例会
 日時:2007/1/27
 14:00~17:00(3時間)
 主催:SAAJ中部支部
 内容:「名古屋地区のデータセンタービジネス状況」多田進様
- (15) 福田(九州支部) <メールで報告>
 ①九州支部からの報告
 平成19年1月度月例会(第196回)
 日時:平成19年1月27日(土)
 13:00~17:00
 会場:福岡市早良市民センター第1会議室
 内容・ビデオ視聴 第125回月例研究会「ITSMS(ITサービスマネジメントシステムISO20000)の概要と事例から学ぶ構築のポイント」
 ・システム監査関連情報提供(鶴岡通氏、秀嶋弘之氏)
 ②今後の月例会開催予定
 2月度 日時:2月24日(土)
 13:00~17:00
 会場:福岡市早良市民センター視聴覚室
 3月度 日時:3月24日(土)
 13:00~17:00
 会場:福岡市早良市民センター視聴覚室
 4月度 日時:4月28日(土)
 13:00~17:00
 会場:福岡市早良市民センター視聴覚室
 ③協賛イベント(予定)
 福岡ITコーディネータ推進協議会「第3回定例セミナー」
 日時:2月17日(土)
 13:30~17:30
 主催:福岡ITコーディネータ推進協議会

講演「地上デジタル放送の現状
と特徴について」
テレビ西日本システム開発部
部長 富田 良彦 氏
「技術とイノベーションの戦略経営」
九州大学大学院経済学研究院
教授 塩次 喜代明 氏

議長
議事録署名人

鈴木 信夫
岩崎 昭一
馬場 孝悦

以上

平成 19 年度第 3 回理事会議事録

日本システム監査人協会

1. 日時 平成 19 年 3 月 8 日 (木)
18:30 - 20:00
2. 場所 星陵会館 4F 会議室
3. 出席者 鈴木(信)、小野、橘和、吉田(裕)、
馬場、沼野、竹下、力、仲、中山、近
畿支部:吉田(博)、岩崎、蒲ヶ原、勝田、
森本、金子
委任者(欠席メールにて議決委任):三谷、
桜井、木村、須田、大石、片岡、櫻井、
蓮見、福田、渡部、高橋、森、若原、斉藤、
植野、溝下
4. 議題
 - (1) 審議事項
 - 1) 諸規定改正の件
 - 2) 副会長の会長代行順位の件
 - 3) 副会長の一部交代の件
 - (2) 報告事項
5. 資料
 - ①規定の一括改定案
 - ②推薦委員会報告(推薦委員会)
 - ③SAAJ 20 周年記念事業企画
6. 審議事項
 - (1) 諸規定改正の件
 - ・資料①に基づいて、審議し承認された。
 - 規定名
 - ・会計規定
 - ・役員選出規定
 - ・投票運営要領
 - ・支部設立運営規定
 - なお、改定後の規定は、当協会ホーム
ページに掲載(パスワード要)する。
 - (2) 副会長の会長代行順位の件
 - ・会長の代行者の順位について、副会
長の名簿の 50 音順にしたいとの提案が
提出され、審議の結果、承認された。
 - ・それに基づき、会長代行者の第一順
位を、小野副会長とすることについて
も承認された。
 - (3) 副会長の一部交代の件
 - ・会長から副会長交代の提案が出され
承認された。

副会長退任者:鈴木実、富山、蓮見
(敬称略)

副会長就任者:力、沼野、馬場

7. 理事報告事項

- (1) 推薦委員会報告(橘和)
資料②に基づき報告された。
①中央省庁関連法人より 1 号推薦依頼
あり。(2/8)
推薦委員会で 1 名推薦した。
②東京都関連法人より 1 号推薦依頼あり。
(2/16)
推薦委員会で 1 名推薦した。
- (2) 竹下(会報)
・第 95 号は、4 月上旬に発行予定
- (3) 吉田博(近畿支部)
 - ①第 7 回システム監査勉強会
日 時:平成 19 年 2 月 17 日(土)
14:00 ~ 16:00
場 所:大阪市総合生涯学習セン
ター第 2 研修室(駅前第
2 ビル 6F)
テーマ:「事業継続とシステム監査」
について
参加者:15 名
 - ② 2007 年度総会
日 時:平成 19 年 2 月 17 日(土)
16:00 ~ 17:00
場 所:大阪市総合生涯学習セン
ター第 2 研修室(駅前第
2 ビル 6F)
議 題:2006 年度活動報告及び
2007 年度事業計画について
参加者:15 名
 - ③ J-SOX 研究会 第 1 回打合せ
日 時:平成 19 年 2 月 26 日(月)
19:00 ~ 21:00
場 所:エル・おおさか
608 会議室(大阪市中心区)
参加者:12 名
 - ④システム監査実践セミナー 第 1 回
打合せ
日 時:平成 19 年 2 月 27 日(火)
18:30 ~ 20:30
場 所:エル・おおさか 608 会議
室(大阪市中心区)
参加者:4 名
 - ⑤第 101 回定例研究会(予定)
日 時:平成 19 年 3 月 16 日(金)
18:30 ~ 20:30
場 所:大阪市生涯学習センター
(大阪駅前第 2 ビル)
テーマ:「電子商取引(EC)でのコ
ンプライアンス」サイバー
ショッピングの法的問題を
中心に

講師：松田 貴典（まつだ よしのり）（当協会員）

(3) 吉田（事例研）

①内部統制セミナーを実施した。

- ・ 1回目 2月3日～4日 16名参加
- ・ 2回目 2月17日～18日 11名参加
- ・ 3回目は6月上旬に実施の予定。

②実務セミナー

- ・ 第9回実務セミナー募集中
- ・ 第10回実務セミナーは8月頃を予定

③システム監査普及サービス

・ g社の監査を実施中である。監査報告会は5月を予定。

(4) 沼野（20周年記念行事／月例研究会）

①20周年記念行事の企画推進状況を、資料③に基づき説明した。本件について、会長から「システム監査基準研究会の活動についても加えてもらいたい」旨要望が出され了解された。

②本年度の月例研究会開催は、5月開催を予定している。

(5) 小野（法人部会、赤本）

①法人会員に一社入会が会った。

会社名：(株) IT&ストラテジーコンサルティング

代表者：吉田俊雄

中小企業診断士・ITコーディネータ・システム監査技術者

②情報システム監査実践マニュアル第2版（赤本）を増刷する事が決った。増刷部数は800部。3/14までは修正ができるため気がついた箇所があれば連絡のこと。

(6) 岩崎（個人情報保護研究会）

①個人情報保護マネジメントシステム実践マニュアル（緑本）の追補版を3月末に出す予定。CD-ROMの内容は変更が可能であり、読者の意見等を反映したものにするよう検討中である。

②個人情報保護セミナー開催を予定しているが、採算が取れるよう実務レベルで検討中である。

(7) 蓮見（個人情報保護研究会についてメールで報告）前項、岩崎理事報告と同様。

(8) 馬場（事務局）

①事務局のアルバイト（1名）が3月末で止める事となり、交代要員を手配中。

②認定証は3月末に発行終了するよう作業中である。

③西日本の合同研究会に本部理事の参加要請があり、鈴木会長に参加いただくことにした。

(9) 力（CSA利用推進）

①送付したCSA利用推進パンフに対する官庁、自治体からの問合せは来ていない。今後、支部関連の自治体へも発送も

予定している。各支部と調整する。

②内閣官房情報セキュリティセンターの人材育成・資格制度に関するパブコメにおいて、SAAJからの意見が取り入れられ、CSAとASAが主な情報セキュリティ資格に加えられた。

*「人材育成・資格制度体系化専門委員会報告書」資料p82”主な情報セキュリティ資格について”

(10) 勝田（監査報告）

・ 監査報告書作成中である。

(11) 福田（九州支部からのメール報告）

①2月例会開催報告

日時：2月24日（土）

13：00～17：00

会場：福岡市早良市民センター視聴覚室

内容：・ビデオ視聴
第126回月例研究会
(2006/12/22)
開催「J-SOXの基準とITの位置づけ」
・第5回九州IT-officeセキュリティ検討会参加報告（鶴岡）
・「システム管理基準追補版」の紹介（福田）

②協賛イベント

福岡ITコーディネータ推進協議会「第3回 定例セミナー」

日時：2月17日（土）

13：30～17：30

会場：天神ビル11階9号会議室

主催：福岡ITコーディネータ推進協議会

参加：約60名（内、SAAJ九州支部会員7名）

③今後の月例会開催予定

3月度 日時：3月24日（土）

13：00～17：00

会場：福岡市早良市民センター視聴覚室

4月度 日時：4月28日（土）

13：00～17：00

会場：福岡市早良市民センター視聴覚室

西日本支部合同研究会（九州支部月例会200回記念）

日時：5月26日（土）

13：00～17：00

会場：博多八重洲ビル（予定）

議長
議事録署名人

鈴木 信夫
金子 長男
馬場 孝悦

第3回 内部統制セミナー受講者募集のご案内
J-SOX 対応の内部統制構築・評価を疑似体験してみませんか!!

NPO 法人日本システム監査人協会では、内部統制構築に関する基礎知識と応用能力を修得するための内部統制セミナーを開催します。

当セミナーは、協会が既に多くの開催実績を積んだシステム監査実践・実務セミナーを背景に、監査普及サービスで取り組んだ事例を用い、ロールプレイング方式を中心とした実践的なものです。

いまホットで今後本格化が見込まれる内部統制に関する基礎知識から最新情報までを提供するものです。

記

1. 開催日時：平成 19 年 6 月 2 日（土）～ 3 日（日）＜ 1泊2日＞
 時間は土曜は 13：00～21：00、日曜は 09：00～17：00
 （進行状況により若干の変更が生じる場合があります。）
 2. 場 所：海外職業訓練協会（OVTA）〒261-0021 千葉市美浜区ひび野 1 丁目 1 番地
 電話番号：043-276-0211
 3. 費 用：84,000 円（日本システム監査人協会会員）、105,000 円（一般）
 （費用には、教材費・宿泊費・食事代・消費税が含まれます。）
 4. 内 容：基礎知識を学ぶ座学と事例企業に関する演習課題への取り組み、企業へのヒアリング
 （ロールプレイング）、改善提案のまとめ演習、発表（ロールプレイング）、講評など。
 5. 講 師：協会の事例研究会メンバーでシステム監査普及サービス経験者 5～6 名（予定）。
 6. 対 象 者：J-SOX 対応担当者、IT 部門の内部統制の構築・運用に関わる実務担当者。
 定員 20 名（最小催行人員 10 名）
 7. 申 込 み：NPO 法人日本システム監査人協会
 内部統制セミナー事務局担当 畠中道雄（e-mail:PEC01546@nifty.com）
- ※ 下記の参加申込書にご記入の上 e-mail でお申込下さい。
8. 申込期限：平成 19 年 5 月 14 日（月）
 9. 問 合 せ：NPO 法人日本システム監査人協会
 内部統制セミナー事務局担当 畠中道雄（e-mail：PEC01546@nifty.com）

以 上

NPO 法人日本システム監査人協会
 第3回 内部統制セミナー参加申込書

申込日： 年 月 日

- ①会員NO.（法人会員の場合は法人名）：
- ②所属企業名：
- ③参加者氏名：
- ④資料送付先：
 （住所）〒
 （宛名）
- ⑤連絡先 e-mail アドレス：
 （電話 No. FAX-No. ）
- ⑥請求書発行希望：□あり（宛先：□所属企業名/□参加者名）/□なし
- ⑦現在担当している業務の概要：

- ⑧当協会主催のシステム監査実践又は実務セミナー参加経験：□あり（ 年 月）/□なし
- ⑨システム監査実施経験：□あり/□なし

以 上

編集後記

来春で協会創立 20 周年になる。協会の各部会は今から記念行事の準備に忙しくなった。システム監査がいろいろな形で仕事が増えてきている潮流の中でこうした事ができるということは真に喜ばしいことで、協会会報をずっと見てきておられる会員各位からもこの際積極的にご発言・ご投稿をお願いしたいと思う。(N.T)

発行所 特定非営利活動法人 日本システム監査人協会

発行人 鈴木 信夫

事務局 〒 103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-8-8

共同ビル (市場通り) 6 階 65 号室

TEL. 03 (3666) 6341 FAX. 03 (3666)

6342

事務局メール: saajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

会報担当委員

竹下 和孝

富山 伸夫

吉田 裕孝

仲 厚吉

森本 哲也

須田 勉

木村 陽一

藤野 明夫

山田 正寛

※会員のみなさまからの投稿 (連載、随筆等何でも OK) を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: saaj-kaihoh@yahoogroups.jp